

(登録の申請)

第四条 前条第一項又は第三項の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次の事項を記載した登録申請書を通商産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在の場所

三 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいふ。以下同じ。)の氏名

四 第十九条第一項に規定する主任電気工事士の氏名(同条第二項の場合においては、その旨及び同項の規定に該当する者の氏名)及びその者が交付を受けた電気工事士免状の交付番号

五 前項の登録申請書には、登録申請者が第六条第一項第一号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(登録の実施)

第五条 通商産業大臣及び都道府県知事は、前条の規定による登録申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を電気工事業者登録簿に登録しなければならぬ。

二 前項の登録申請書には、登録申請者が第六条第一項第一号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(登録証の交付)

第六条 通商産業大臣又は都道府県知事は、前条第一項又は第三項の登録をしたときは、登録証を交付する。

二 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

(登録の拒否)

一 登録の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

(登録行政手の変更の場合における経過措置)

第七条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三条第一項又は第三項の登録をしたときは、登録証を交付する。

二 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

(登録証の交付)

第八条 通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者がその登録を受けた後一の都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなつて引き続き電気工事業を営もうとするときは、その日から三十日間は、当該登録は、なおその効力を有するものとする。その者がその期間内に第三条第一項の都道府県知事の登録を申請した場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処

(登録の申請)

過しない者

二 第二十八条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者

三 電気工事業者であつて法人であるものが第三者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

四 第二十八条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの

五 法人であつて、その役員のうちに前四号の一に該当する者があるもの

六 営業所について第十九条に規定する要件を欠く者

七 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

八 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三条第一項又は第三項の登録をしたときは、登録証を交付する。

九 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三条第一項又は第三項の登録をしたときは、登録証を交付する。

十 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三条第一項又は第三項の登録をしたときは、登録証を交付する。

分があるまでの間も、同様とする。

二 前項に規定する者は、同項前段に規定する場合に該当して第三条第一項の都道府県知事の登録を受けたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

三 都道府県知事の登録を受けた電気工事業者は、その登録を受けた後次の各号の一に該当して引き続き電気工事業を営もうとする場合(次く)において第三条第一項の通商産業大臣又は都道府県知事の登録を受けたときは、遅滞なく、その旨を從前の登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

四 都道府県知事の登録を受けた電気工事業者が通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者の地位又は他の都道府県知事の登録を受けた電気工事業者地位を承継したとき。

五 都道府県知事の登録を受けた電気工事業者が同時に入り、通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者の地位及び都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したとき。

六 電気工事業者でない者が同時に、通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者の地位及び都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したとき。

七 電気工事業者でない者が同時に、通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者の地位及び都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したとき。

八 電気工事業者でない者が同時に、通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者の地位及び都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したとき。

九 電気工事業者でない者が同時に、通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者の地位及び都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したとき。

十 電気工事業者でない者が同時に、通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者の地位及び都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したとき。

は第三項の都道府県知事の登録を受けたもの又は自ら同条第一項若しくは第三項の都道府県知事の登録を受けた事業について、その承継の時に同条第一項の通商産業大臣の登録を受けたものとみなす。

一 通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者が都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したとき。

二 都道府県知事の登録を受けた電気工事業者が通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者の地位又は他の都道府県知事の登録を受けた電気工事業者地位を承継したとき。

三 電気工事業者でない者が同時に、通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者の地位及び都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したとき。

四 電気工事業者でない者が同時に、通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者の地位及び都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したとき。

五 電気工事業者でない者が同時に、通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者の地位及び都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したとき。

六 電気工事業者でない者が同時に、通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者の地位及び都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したとき。

七 電気工事業者でない者が同時に、通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者の地位及び都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したとき。

八 電気工事業者でない者が同時に、通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者の地位及び都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したとき。

九 電気工事業者でない者が同時に、通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者の地位及び都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したとき。

十 電気工事業者でない者が同時に、通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者の地位及び都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したとき。

二 前項の場合において、登録証に記載された事項に変更があつた電気工事業者は、同項の規定による届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

三 第四条第二項の規定は第一項の規定による届出に、第五条及び第六条の規定は同項の規定による届出があつた場合に準用する。

たときは、遅滞なく、その旨を当該電気工事業者の登録をした都道府県知事に通知しなければならない。

(登録の取消し等)

第二十八条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた電気工事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六条第一項第一号、第三号又は第五号の規定に該当することとなつたとき。

二 第十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第十九条第三項、第二十一条又は第二十二条の規定に違反したとき。

四 前条第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第三条第一項又は第三項の登録を受けたとき。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

3 第十七条第一項の規定は、電気工事業者が第一項の規定により事業の停止を命ぜられた場合に準用する。

(報告及び検査)

第二十九条 通商産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、通商産業大臣にあつては電気工事業を営むすべての者について、都道府県知事にあつては当該都道府県の区域内で電気工事業を営む者(通商産業大臣の登録を受けた者を除く)について、その業務に關し必要な報告を求め、又はその職員に営業所、電気工事の施工場所その他業務に關係のある場所に立ち入り、その業務に關係のある帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。ただし、個人の居住の用に供されている場所は、関係者の承諾

を得た場合でなければ、立ち入らせてはならない。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(聴聞)

第三十条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第二十八条第一項の規定による処分に係る者に対するときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。

(手数料)

第三十一条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。

(手数料)

納付しなければならない者	金	額
一 第三条第一項の登録を受けようとする者	一件につき	八千円
二 第三条第三項の更新の登録を受けようとする者	一件につき	四千円
三 登録証の訂正又は再交付を受けようとする者	一件につき	四百円
四 電気工事業者登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	一枚につき	百円
五 電気工事業者登録簿の閲覧を請求しようとする者	一回につき	百円

3 聽聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に對し、當該事案について証拠を提示し、意見を述べる機會を与えるなければならない。

(不服申立ての手続における聴聞)

第三十一条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く)は、前条の例

により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(第五章 雜則)

第三十二条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(手数料)

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

2 一 第三条第一項又は第三項の登録を受けないで電気工事業を営んだ者は

二 不正の手段により第三条第一項又は第三項の登録を受けた者

三 第二十八条第一項の規定による命令に違反した者

(罰則)

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

2 一 第三条第一項又は第三項の登録を受けないで電気工事業を営んだ者は

二 不正の手段により第三条第一項又は第三項の登録を受けた者

三 第二十八条第一項の規定による命令に違反した者

(罰則)

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

2 一 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

二 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

三 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

四 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

五 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

六 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

七 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

八 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

九 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

登録を受けた電気工事業者とみなしてこの法律の規定を適用する。

3 第一条に規定する者は、電気工事業を開始したときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があつたとき、又は電気工事業を廃止したときも、同様とする。

4 電気工事業者が建設業法第二条第三項に規定する建設業者となつたときは、その者に係る都道府県知事の登録は、その効力を失う。

(権限の委任)

第三十五条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長に行なわせることができる。

(第六章 罰則)

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

2 一 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

二 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

三 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

四 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

五 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

六 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

七 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

八 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

九 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

十 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

十一 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

十二 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

十三 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

十四 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

十五 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

十六 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

十七 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

十八 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

十九 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

二十 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

二十一 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

二十二 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

二十三 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

二十四 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

二十五 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

二十六 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

二十七 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

二十八 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

二十九 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

三十 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

三十一 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

三十二 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

三十三 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

三十四 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

三十五 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

三十六 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

三十七 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

三十八 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

三十九 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

四十 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

四十一 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

四十二 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

四十三 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

四十四 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

四十五 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

四十六 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

四十七 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

四十八 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

四十九 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

五十 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

五十一 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

五十二 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

五十三 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

五十四 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

五十五 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

五十六 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

五十七 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

五十八 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

五十九 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

六十 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

六十一 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

六十二 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

六十三 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

六十四 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

六十五 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

六十六 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

六十七 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

六十八 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

六十九 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

七十 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

七十一 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

七十二 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

七十三 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

七十四 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

七十五 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

七十六 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

七十七 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

七十八 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

七十九 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

八十 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

八十一 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

八十二 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

八十三 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

八十四 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

八十五 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

八十六 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

八十七 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

八十八 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

八十九 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

九十 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

九十一 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

九十二 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

九十三 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

九十四 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

九十五 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

九十六 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

九十七 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

九十八 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

九十九 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百一 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百二 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百三 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百四 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百五 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百六 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百七 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百八 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百九 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百十 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百十一 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百十二 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百十三 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百十四 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百十五 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百十六 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百十七 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百十八 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百十九 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百二十 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百二十一 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百二十二 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百二十三 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百二十四 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百二十五 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百二十六 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百二十七 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百二十八 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百二十九 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百三十 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百三十一 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百三十二 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百三十三 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百三十四 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百三十五 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百三十六 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百三十七 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百三十八 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百三十九 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百四十 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百四十一 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百四十二 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百四十三 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百四十四 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百四十五 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百四十六 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百四十七 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百四十八 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百四十九 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百五十 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百五十一 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百五十二 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百五十三 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百五十四 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百五十五 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

一百五十六 第二十二条の規定に違反して電気工事業者

員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 港湾法及び港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 船員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第二、港湾法及び港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案、日程第一、船員法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

三、船員法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

右
国会に提出する。
内閣総理大臣 佐藤 栄作

昭和四十五年三月九日

港湾法及び港湾整備緊急措置法の一部を改

正する法律案

第一条 港湾法(昭和二十五年法律第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

第三条 航運大臣は、第一項の計画を審査し、当該

計画が全國の港湾の開発のための國の計画に適合し、かつ、當該港湾の利用上著しく不適

当でないと認めたときは、運輸省令で定めるところにより、當該計画の概要を公示するものとする。

第五十五条の六の次に次の二条を加える。

(特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け)

第五十五条の七 国は、重要港湾の港湾管理者が港湾管理業者以外の者(國及び外貿埠頭公團を除く。)で運輸大臣が政令で定める基準に適

合すると認める者に対し、特定用途港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付

けの条件が第三項の規定によるほか第五項の政令で定める基準に適合しているときは、そ

の貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該港湾管理者に貸し付けることができる。

前項の特定用途港湾施設は、政令で定める用途に供する岸壁又はさん橋及びこれに附帯する政令で定める荷さき施設その他の港湾施設で、第四十八条第三項の規定による公示に係る計画においてその建設又は改良に関する計画が定められたものをいう。

港湾管理者は、第一項の国に貸付けに係る貸付けをしようとする場合においては、政令で定めるところにより、その貸付けを受ける者がその貸付けの目的以外の目的に使用したとき、その他貸付けの条件に違反したときに、当該貸付けを受ける者から加算金を徴収することができる旨をその貸付けの条件に定めるものとする。

4 港湾管理者は、前項の規定により貸付けの条件に定めたところにより加算金を徴収したときは、その徴収した加算金の全部又は一部に相当する金額を、政令で定めるところにより、國に納付するものとする。

5 前二項に定めるもののほか、第一項の国に貸付け金及び同項の国に貸付けに係る港湾管理者の貸付け金に関する償還方法、償還期限の繰り上げ及び延長、延滞金の徴収その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定めるものとする。

6 港湾法(昭和二十五年法律第二百八十八号)の一部を改正する。

7 第五十五条の七第一項の規定によ

る貸付金の償還金

8 第四条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 港湾法第五十五条の七第一項の規定によ

る貸付金を加える。

9 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

10 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

11 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

12 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

13 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

14 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

15 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

16 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

17 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

18 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

19 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

20 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

21 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

22 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

23 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

24 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

25 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

26 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

27 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

28 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

29 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

30 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

31 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

32 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

33 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

34 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

35 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

36 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

37 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

38 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

39 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

40 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

41 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

42 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

43 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

44 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

45 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

46 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

47 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

48 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

49 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

50 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

51 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

52 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

53 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

54 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

55 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

56 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

57 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

58 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

59 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

60 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

61 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

62 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

63 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

64 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

65 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

66 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

67 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

68 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

69 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

70 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

71 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

72 第七条第一項中「並びに港湾整備事業」を「並

びに港湾法第五十五条の七

とする。

第三に、国の貸し付けにかかるコンテナ埠頭等の建設または改良事業を、港湾整備緊急措置法の港湾整備事業とし、同法の港湾整備五カ年計画に入ることとする。

第四に、国の貸し付け金は港湾整備特別会計で経理することとし、附則において所要の改正を行なおうとすること。

本案は、去る三月九日当委員会に付託され、翌十日運輸大臣より提案理由の説明を聴取し、参考人の意見を聞くなど、四回にわたり慎重に審議を行ないましたが、その内容は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて、三月三十一日、質疑を終了し、討論の申し出もなく、採決の結果、本案は起立多數をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、船員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、小型漁船の航行の実態等にかんがみ、漁船に関する船員法の適用範囲を、政令の定めるところにより、総トン数五トン以上にまで拡大することができます。

本案は、三月十日当委員会に付託され、三月十八日提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、三月三十一日質疑を終了、四月一日、加藤六月君外三名から、船舶に危険がある場合における船長の処置に関する規定を「船長は、自己の指揮する船舶に急迫した危険があるときは、人命の救助並びに船舶及び積荷の救助に必要な手段を尽くさなければならぬ」と改訂することとしたのであります。

○議長(船田中君) これより採決に入ります。
まず、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同修正案が提出されたのであります。

かくて、原案及び修正案を一括して審議することといたしましたが、討論はなく、採決の結果、四党共同修正案及び修正部分を除く原案を全会一致をもつて可決し、よつて、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

船員法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

船員法の一部を改正する法律案の一部を次のよう修正する。

本則中第一条第二項第三号の改正に関する部分の次に次のように加える。

第十二条を次のように改める。

(船舶に危険がある場合における処置)

第十二条 船長は、自己の指揮する船舶に急迫した危険があるときは、人命の救助並びに船舶及び積荷の救助に必要な手段を尽くさなければならない。

第一 削除 第百二十九条第一号を次のように改める。

第二 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 第一百二十九条第一号を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一條第二項第三号の改正規定は、昭和四十六年一月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○議長(船田中君) これより採決に入ります。
まず、日程第二につき採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

2 日本道路公団は、前項の許可を受けようとするときは、建設省令で定める書面を添附して、

るときは、建設省令で定める書面を添附して、次に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

3 日本道路公団は、第一項の許可を受けた後、

前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするとときは、建設大臣の許可を受けなければならぬ。

二 料金

三 料金の徴収期間

4 日本道路公団は、第一項の許可を受けた後、

第二項第一号に掲げる事項のみを変更しようとするとときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

5 建設大臣は、第一項若しくは第三項の許可を出したとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

6 第四条中「前条第一項の許可」(前条第四項の許可)を「第三条第一項の許可」(前条第四項の許可)に改める。

7 第六条第一項中「第三条第一項の許可」の下に「、第三条の二第一項の許可(同条第三項の許可)」を「第三条第一項の許可」(同条第四項)に改める。

8 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

9 第八条の二第一項中「前条第一項」を「第八条第一項」に改め、「前条第四項」を「同条第四項」に改める。

10 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

11 第八条の二第一項中「前条第一項」を「第八条第一項」に改め、「前条第三項」を「同条第三項」に改める。

12 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

13 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

14 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

15 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

16 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

17 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

18 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

19 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

20 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

21 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

22 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

23 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

24 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

25 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

26 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

27 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

28 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

29 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

30 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

31 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

32 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

33 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

34 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

35 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

36 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

37 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

38 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

39 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

40 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

41 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

42 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

43 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

44 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

45 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

46 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

47 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

48 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

49 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

50 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

51 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

52 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

53 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

54 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

55 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

56 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

57 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

58 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

59 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

60 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

61 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

62 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

63 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

64 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

65 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

66 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

67 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

68 第八条第一項中「この条」の下に「、次条、第八条の三第一項」を加える。

議題といたします。

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和四十五年二月二十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

造幣局特別会計法(昭和二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

(一般会計への繰入れ)

第十九条の二 每会計年度末における回収準備資金の額が当該年度末における補助貨幣の発行現

在額をこえるときは、そのこえる額に相当する金額を回収準備資金から当該年度の一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第十九条の二の規定は、昭和四十五年度から適用する。

毎会計年度末における補助貨幣回収準備資金のうち補助貨幣の発行現在額をこえる部分に相当する金額を回収準備資金から当該年度の一般会計の歳入に繰り入れるものとする。これが、この法律案を提出する理由である。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

右

昭和四十五年二月二十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

日本開発銀行法の一部を改正する法律

日本開発銀行法(昭和二十六年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項中「五倍」を「六倍」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長毛利松平君。

[報告書は本号末尾に掲載]

[毛利松平君登壇]

○毛利松平君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、造幣局特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のとおり、造幣局特別会計には、政府の発行する補助貨幣の引きかえまたは回収に充てるほか、造幣局の事業に要する経費等の財源に充てるため、補助貨幣回収準備資金が設けられております。

本案は、この回収準備資金の最近における推移等にかんがみまして、毎会計年度末における回収準備資金のうち、補助貨幣の発行現在額をこえる部分に相当する金額を一般会計の歳入に繰り入れております。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

右

昭和四十五年二月二十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

明を聽取、同三十一日質疑を終了し、昨四月一日採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。本案を

第十八条の二第一項中「五倍」を「六倍」に改めます。

この法律案は、日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、同行の借り入れ及び債券発行の限度額を自己資本の五倍から六倍に引き上げようとするものであります。

すなわち、日本開発銀行の貸し付け等の残高につきましては、自己資本の額と借り入れ金等の限度額との合計額をこえてはならないことと定められておりますが、四十五年度における貸し付け計画等からいたしますと、同行の貸し付け等の残高は、四十五年度中にこの限度額をこえることとなるのであります。したがいまして、この際、同行の借り入れ金等の限度額を自己資本の五倍から六倍に引き上げ、これにより、貸し付け等の業務量の限度を拡大し、もって、同行の業務の円滑な運営をはかるうとするものであります。

本案は、去る三月十七日政府より提案理由の説明を聴取、同三十一日質疑を終了し、昨四月一日採決いたしましたところ、多數をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対しては、経済の国際化、経済社会の急速な発展に対応して、生活優先の融資にとってること、現行制度を基本的に検討することなどを要望する附帯決議を付することに多數をもつて決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) これより採決に入ります。

まず、日程第五につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、内閣提出、農業者年金基金法案について趣旨説明を求めます。

○議長(船田中君) この際、農業基本法に基づく及び昭和四十五年度農業施策についての倉石農林大臣の発言及び農業者年金基金法案(芳賀貢君外十四名提出)の趣旨説明

○議長(船田中君) この際、農業基本法に基づく昭和四十四年度年次報告及び昭和四十五年度農業施策についての農林大臣の発言を許し、あわせて内閣提出、農業者年金基金法案について趣旨の説明を求め、また、芳賀貢君外十四名提出、農民年金法案について趣旨の説明を求めます。

○議長(船田中君) 〔農林大臣倉石忠雄君登壇〕この際、農業基本法に基づく昭和四十四年度年次報告及び昭和四十五年度農業施策についての農林大臣の発言を許し、あわせて内閣提出、農業者年金基金法案について趣旨の説明を求め、また、芳賀貢君外十四名提出、農民年金法案について趣旨の説明を求めます。

○國務大臣(倉石忠雄君) 昭和四十四年度農業の動向に関する年次報告及び昭和四十五年度において講じようとする農業施策につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、昭和四十四年度農業の動向に関する年次報告について申し上げます。

近年におけるわが国経済の高度成長は、農業に対する種々の影響を及ぼし、近年縮小傾向にあつた農業の製造業に対する生産性の格差は前年度に比べ拡大いたしております。

しかし、農家の所得は順調な増加を示し、生活水準は世帯員一人当たり家計費で見ますと、生活環境の類似している地方在住の労働者世帯に対しでは、ほぼ同水準となつております。

次に、農業生産は高水準を維持しております。

が、高度化し多様化している国民の食料需要の動向に十分対応しておらず、米が過剰となる反面、需要に生産が対応し得ない品目もあります。

今後、農業生産を進めるにあたっては、米の生産調整を進めるなど需要の動向に即応した効率的な生産体制を確立するところが緊要となつております。

さらに、農業構造について見ますと、農家戸数や農業就業人口は引き続き減少しておりますが、農業経営の規模拡大は順調な進展を見せず、一方、新規学卒の就農者は減少を示し、農業労働力の高齢化が進んでおります。

このようないろいろな諸情勢に対処して、農業の近代化をはかり、産業としての農業を確立するためには、わが國農業構造を改善し、生産性の高い高能率の農業経営を育成していくことが重要であります。以上が第一部の概要であります。

次に、第二部におきましては、四十四年度を中心といたし、講じた施策につきまして記述しておきます。

ただいま御説明申し上げました農業の動向に對する農業施策について申し上げます。

ついで、昭和四十五年度において講じようとする農業施策について申し上げます。

ただいま御説明申し上げました農業基本法の定めるところに従い、諸情勢の推移を織り込んで、総合農政を推進してまいることといたしております。当面、四十五年度におきましては、農業生産基盤の整備、農業構造の改善、米の生産調整など需要に見合った農業生産の推進、流通消費対策の強化など各般の施策の推進をはかることとしております。当面、四十五年度におきましては、農業生産基盤の整備、農業構造の改善、米の生産調整などを実現し得るようになります。

以上、昭和四十四年度農業の動向に関する年次報告及び昭和四十五年度において講じようとする農業施策につき、その概要を御説明申し上げた次第であります。

次に、農業者年金基金法案について、その趣旨を御説明いたします。

近年におけるわが國経済の高度成長のうちに農業者年金法案について、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。

あって、農業がその生産性の向上をはかりつつ國民食糧その他の農産物の安定的な供給を行ない、農業者に他産業従事者と均衡のとれた所得と生活水準を実現し得るようにすることは、農業と農政に課せられた基本的課題であります。

農業がこの要請に十分にこたえるためには、資質のすぐれた経営担当者による規模の大きく生産性の高い農業経営によって農業生産の相当部分が担当されることが必要であり、このため、農業の構造改善のための各種の施策を総合的に推進し、次代にならう優秀な後継者が将来に希望と自信を持て安んじて當農にいそしめる基礎を確立することが必要であると考えるのであります。

ところで、優秀な経営担当者の確保、經營移譲の促進、経営規模の拡大等は、農業者の老後生活の安定と密接に関連している面があるのであります。して、このような観点から、農業者年金制度を創設するとともに、これを補完するため、この制度の対象とならない老齢または零細經營主に対し離農給付金を支給することとし、また、離農を希望する者の農地等の買い入れ及び売り渡し並びに融資の措置を一體的に講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、農業者年金基金の目的は、農業者の經營移譲及び老齢について必要な年金等の給付の事業を行ない、並びにこれに因連して農地等の買入及び売却等の業務を行なうことにより、農業生産は世界第二位と誇示しながら、大事な国策の強化など各般の施策の推進をはかることとしております。

次に、法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、農業者年金基金の目的は、農業者の經營移譲及び老齢について必要な年金等の給付の事業を行ない、並びにこれに因連して農地等の買入及び売却等の業務を行なうことにより、農業生産は世界第二位と誇示しながら、大事な国策の強化など各般の施策の推進をはかることとしております。

次に、法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、農業者年金基金の目的は、農業者の經營移譲及び老齢について必要な年金等の給付の事業を行ない、並びにこれに因連して農地等の買入及び売却等の業務を行なうことにより、農業生産は世界第二位と誇示しながら、大事な国策の強化など各般の施策の推進をはかることとしております。

次に、法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、農業者年金基金の目的は、農業者の經營移譲及び老齢について必要な年金等の給付の事業を行ない、並びにこれに因連して農地等の買入及び売却等の業務を行なうことにより、農業生産は世界第二位と誇示しながら、大事な国策の強化など各般の施策の推進をはかることとしております。

付金を支給する業務を行なうことができる」としております。

第三は、農業者年金事業に關する規定であります。

まず、被保険者につきましては、国民年金に加入している一定規模以上の農業経営主を当然加入とし、このほか、一定の要件に適合する者は、任意加入し得ることとしております。

また、農業者年金の被保険者は、国民年金の所持つて安んじて當農にいそしめる基础を確立する必要があります。

次に、給付される年金額につきましては、經營移譲をした者に対するものとしております。

次に、給付される年金額につきましては、經營移譲をした者に対するものとしており、60歳から65歳までの間は保険料を二十五年納付した場合月額二万円、六十五歳以降は国民年金の給付と合わせてややこれを上回る額としております。

また、經營移譲をしない者に対するものとしており、65歳からは一定額の年金を支給することとしております。

なお、制度の発足当初においては、年金受給に必要な期間を年齢に応じ五年まで短縮するとともに、年金の額についても優遇措置を講ずることとしております。

第四は、農業者年金事業に関する費用についての規定であります。

まず、国庫は、毎年度、經營移譲年金の給付に要する費用の三分の一に相当する額を負担することといたしております。

次に、保険料の額は、当初は一月につき七百五十円とするとともに、国庫は、毎年度、基金に対して、この当初の保険料一月分につき三百二十一円の割合で算定した額を補助するものとしております。

第五は、基金が行なう農地等の買入及び売却等の業務に関する規定であります。

基金は、離農しようとする者から一定の区域内にある農地等を買入することができるものとしております。また、一定の期間、農業者年金の被保険者以外の者が經營移譲をした場合に離農給付金の集団化その他農地保有の合理化に寄与することとしております。

となるようにしなければならないものとしております。

また、基金が行なう資金の貸し付けは、農業者年金の被保険者等が、離農しようとする者から、一定の区域内にある農地等を取得しようとする場合に行なうものとしております。

以上のほか、基金の財務及び会計、基金に対する監督等について所要の規定を置いております。

以上が農業者年金基金法案の趣旨でございます。

付金を支給する業務を行なうことができる」ととてあります。

第三は、農業者年金事業に關する規定であります。

まず、被保険者につきましては、国民年金に加入している一定の農業経営主を当然加入とし、このほか、一定の要件に適合する者は、任

意加入し得ることとしております。

また、農業者年金の被保険者は、国民年金の所持つて安んじて當農にいそしめる基础を確立するこ

とが必要であると考えるのであります。

次に、給付される年金額につきましては、經營

移譲をした者に対するものとしており、60歳から65歳までの間は保険料を二十五年納付した場合月額二万円、六十五歳以降は国民年金の給付と合わせてややこれを上回る額としております。

また、經營移譲をしない者に対するものとしており、65歳からは一定額の年金を支給することとしております。

なお、制度の発足当初においては、年金受給に必要な期間を年齢に応じ五年まで短縮するとともに、年金の額についても優遇措置を講ずることとしております。

第四は、農業者年金事業に関する費用についての規定であります。

まず、国庫は、毎年度、經營移譲年金の給付に要する費用の三分の一に相当する額を負担することといたしております。

次に、保険料の額は、当初は一月につき七百五十円とするとともに、国庫は、毎年度、基金に対して、この当初の保険料一月分につき三百二十一円の割合で算定した額を補助するものとしております。

第五は、基金が行なう農地等の買入及び売却等の業務に関する規定であります。

基金は、離農しようとする者から一定の区域内にある農地等を買入することができるものとしております。また、一定の期間、農業者年金の被保険者以外の者が經營移譲をした場合に離農給付金の集団化その他農地保有の合理化に寄与することとしております。

となるようにならなければならないものとしてあります。

第三は、農業者年金事業に關する規定であります。

まず、被保険者につきましては、国民年金に加入している一定の農業経営主を当然加入とし、このほか、一定の要件に適合する者は、任

意加入し得ることとしております。

また、農業者年金の被保険者は、国民年金の所持つて安んじて當農にいそしめる基础を確立するこ

とが必要であると考えるのであります。

次に、給付される年金額につきましては、經營

移譲をした者に対するものとしており、60歳から65歳までの間は保険料を二十五年納付した場合月額二万円、六十五歳以降は国民年金の給付と合わせてややこれを上回る額としております。

また、經營移譲をしない者に対するものとしており、65歳からは一定額の年金を支給することとしております。

なお、制度の発足当初においては、年金受給に必要な期間を年齢に応じ五年まで短縮するとともに、年金の額についても優遇措置を講ずることとしております。

第四は、農業者年金事業に関する費用についての規定であります。

まず、国庫は、毎年度、經營移譲年金の給付に要する費用の三分の一に相当する額を負担することといたしております。

次に、保険料の額は、当初は一月につき七百五十円とするとともに、国庫は、毎年度、基金に対して、この当初の保険料一月分につき三百二十一円の割合で算定した額を補助するものとしております。

第五は、基金が行なう農地等の買入及び売却等の業務に関する規定であります。

基金は、離農しようとする者から一定の区域内にある農地等を買入することができるものとしております。また、一定の期間、農業者年金の被保険者以外の者が經營移譲をした場合に離農給付金の集団化その他農地保有の合理化に寄与することとしております。

となるようにならなければならないものとしてあります。

第三は、農業者年金事業に關する規定であります。

まず、被保険者につきましては、国民年金に加入している一定の農業経営主を当然加入とし、このほか、一定の要件に適合する者は、任

意加入し得ることとしております。

また、農業者年金の被保険者は、国民年金の所持つて安んじて當農にいそしめる基础を確立するこ

とが必要であると考えるのであります。

次に、給付される年金額につきましては、經營

移譲をした者に対するものとしており、60歳から65歳までの間は保険料を二十五年納付した場合月額二万円、六十五歳以降は国民年金の給付と合わせてややこれを上回る額としております。

また、經營移譲をしない者に対するものとしており、65歳からは一定額の年金を支給することとしております。

なお、制度の発足当初においては、年金受給に必要な期間を年齢に応じ五年まで短縮するとともに、年金の額についても優遇措置を講ずることとしております。

第四は、農業者年金事業に関する費用についての規定であります。

まず、国庫は、毎年度、經營移譲年金の給付に要する費用の三分の一に相当する額を負担することといたしております。

次に、保険料の額は、当初は一月につき七百五十円とするとともに、国庫は、毎年度、基金に対して、この当初の保険料一月分につき三百二十一円の割合で算定した額を補助するものとしております。

第五は、基金が行なう農地等の買入及び売却等の業務に関する規定であります。

基金は、離農しようとする者から一定の区域内にある農地等を買入することができるものとしております。また、一定の期間、農業者年金の被保険者以外の者が經營移譲をした場合に離農給付金の集団化その他農地保有の合理化に寄与することとしております。

となるようにならなければならないものとしてあります。

第三は、農業者年金事業に關する規定であります。

まず、被保険者につきましては、国民年金に加入している一定の農業経営主を当然加入とし、このほか、一定の要件に適合する者は、任

意加入し得ることとしております。

また、農業者年金の被保険者は、国民年金の所持つて安んじて當農にいそしめる基础を確立するこ

とが必要であると考えるのであります。

次に、給付される年金額につきましては、經營

移譲をした者に対するものとしており、60歳から65歳までの間は保険料を二十五年納付した場合月額二万円、六十五歳以降は国民年金の給付と合わせてややこれを上回る額としております。

また、經營移譲をしない者に対するものとしており、65歳からは一定額の年金を支給することとしております。

なお、制度の発足当初においては、年金受給に必要な期間を年齢に応じ五年まで短縮するとともに、年金の額についても優遇措置を講ずることとしております。

第四は、農業者年金事業に関する費用についての規定であります。

まず、国庫は、毎年度、經營移譲年金の給付に要する費用の三分の一に相当する額を負担することといたしております。

次に、保険料の額は、当初は一月につき七百五十円とするとともに、国庫は、毎年度、基金に対して、この当初の保険料一月分につき三百二十一円の割合で算定した額を補助するものとしております。

第五は、基金が行なう農地等の買入及び売却等の業務に関する規定であります。

基金は、離農しようとする者から一定の区域内にある農地等を買入することができるものとしております。また、一定の期間、農業者年金の被保険者以外の者が經營移譲をした場合に離農給付金の集団化その他農地保有の合理化に寄与することとしております。

となるようにならなければならないものとしてあります。

第三は、農業者年金事業に關する規定であります。

まず、被保険者につきましては、国民年金に加入している一定の農業経営主を当然加入とし、このほか、一定の要件に適合する者は、任

意加入し得ることとしております。

また、農業者年金の被保険者は、国民年金の所持つて安んじて當農にいそしめる基础を確立するこ

とが必要であると考えるのであります。

次に、給付される年金額につきましては、經營

移譲をした者に対するものとしており、60歳から65歳までの間は保険料を二十五年納付した場合月額二万円、六十五歳以降は国民年金の給付と合わせてややこれを上回る額としております。

また、經營移譲をしない者に対するものとしており、65歳からは一定額の年金を支給することとしております。

なお、制度の発足当初においては、年金受給に必要な期間を年齢に応じ五年まで短縮するとともに、年金の額についても優遇措置を講ずることとしております。

第四は、農業者年金事業に関する費用についての規定であります。

まず、国庫は、毎年度、經營移譲年金の給付に要する費用の三分の一に相当する額を負担することといたしております。

次に、保険料の額は、当初は一月につき七百五十円とするとともに、国庫は、毎年度、基金に対して、この当初の保険料一月分につき三百二十一円の割合で算定した額を補助するものとしております。

第五は、基金が行なう農地等の買入及び売却等の業務に関する規定であります。

基金は、離農しようとする者から一定の区域内にある農地等を買入することができるものとしております。また、一定の期間、農業者年金の被保険者以外の者が經營移譲をした場合に離農給付金の集団化その他農地保有の合理化に寄与することとしております。

となるようにならなければならないものとしてあります。

第三は、農業者年金事業に關する規定であります。

まず、被保険者につきましては、国民年金に加入している一定の農業経営主を当然加入とし、このほか、一定の要件に適合する者は、任

意加入し得ることとしております。

また、農業者年金の被保険者は、国民年金の所持つて安んじて當農にいそしめる基础を確立するこ

とが必要であると考えるのであります。

次に、給付される年金額につきましては、經營

移譲をした者に対するものとしており、60歳から65歳までの間は保険料を二十五年納付した場合月額二万円、六十五歳以降は国民年金の給付と合わせてややこれを上回る額としております。

また、經營移譲をしない者に対するものとしており、65歳からは一定額の年金を支給することとしております。

なお、制度の発足当初においては、年金受給に必要な期間を年齢に応じ五年まで短縮するとともに、年金の額についても優遇措置を講ずることとしております。

第四は、農業者年金事業に関する費用についての規定であります。

まず、国庫は、毎年度、經營移譲年金の給付に要する費用の三分の一に相当する額を負担することといたしております。

次に、保険料の額は、当初は一月につき七百五十円とするとともに、国庫は、毎年度、基金に対して、この当初の保険料一月分につき三百二十一円の割合で算定した額を補助するものとしております。

第五は、基金が行なう農地等の買入及び売却等の業務に関する規定であります。

基金は、離農しようとする者から一定の区域内にある農地等を買入することができるものとしております。また、一定の期間、農業者年金の被保険者以外の者が經營移譲をした場合に離農給付金の集団化その他農地保有の合理化に寄与することとしております。

となるようにならなければならないものとしてあります。

第三は、農業者年金事業に關する規定であります。

まず、被保険者につきましては、国民年金に加入している一定の農業経営主を当然加入とし、このほか、一定の要件に適合する者は、任

意加入し得ることとしております。

また、農業者年金の被保険者は、国民年金の所持つて安んじて當農にいそしめる基础を確立するこ

とが必要であると考えるのであります。

次に、給付される年金額につきましては、經營

移譲をした者に対するものとしており、60歳から65歳までの間は保険料を二十五年納付した場合月額二万円、六十五歳以降は国民年金の給付と合わせてややこれを上回る額としております。

また、經營移譲をしない者に対するものとしており、65歳からは一定額の年金を支給することとしております。

なお、制度の発足当初においては、年金受給に必要な期間を年齢に応じ五年まで短縮するとともに、年金の額についても優遇措置を講ずることとしております。

第四は、農業者年金事業に関する費用についての規定であります。

まず、国庫は、毎年度、經營移譲年金の給付に要する費用の三分の一に相当する額を負担することといたしております。

次に、保険料の額は、当初は一月につき七百五十円とするとともに、国庫は、毎年度、基金に対して、この当初の保険料一月分につき三百二十一円の割合で算定した額を補助するものとしております。

第五は、基金が行なう農地等の買入及び売却等の業務に関する規定であります。

基金は、離農しようとする者から一定の区域内にある農地等を買入することができるものとしております。また、一定の期間、農業者年金の被保険者以外の者が經營移譲をした場合に離農給付金の集団化その他農地保有の合理化に寄与することとしております。

となるようにならなければならないものとしてあります。

第三は、農業者年金事業に關する規定であります。

まず、被保険者につきましては、国民年金に加入している一定の農業経営主を当然加入とし、このほか、一定の要件に適合する者は、任

意加入し得ることとしております。

また、農業者年金の被保険者は、国民年金の所持つて安んじて當農にいそしめる基础を確立するこ

とが必要であると考えるのであります。

次に、給付される年金額につきましては、經營

移譲をした者に対するものとしており、60歳から65歳までの間は保険料を二十五年納付した場合月額二万円、六十五歳以降は国民年金の給付と合わせてややこれを上回る額としております。

また、經營移譲をしない者に対するものとしており、65歳からは一定額の年金を支給することとしております。

なお、制度の発足当初においては、年金受給に必要な期間を年齢に応じ五年まで短縮するとともに、年金の額についても優遇措置を講ずることとしております。

第四は、農業者年金事業に関する費用についての規定であります。

まず、国庫は、毎年度、經營移譲年金の給付に要する費用の三分の一に相当する額を負担することといたしております。

次に、保険料の額は、当初は一月につき七百五十円とするとともに、国庫は、毎年度、基金に対して、この当初の保険料一月分につき三百二十一円の割合で算定した額を補助するものとしております。

第五は、基金が行なう農地等の買入及び売却等の業務に関する規定であります。

基金は、離農しようとする者から一定の区域内にある農地等を買入することができるものとしております。また、一定の期間、農業者年金の被保険者以外の者が經營移譲をした場合に離農給付金の集団化その他農地保有の合理化に寄与することとしております。

となるようにならなければならないものとしてあります。

第三は、農業者年金事業に關する規定であります。

か。御所見をお聞きしたいのであります。

第四に、畜産、青果部門についてであります。これらの部門は、いずれも成長部門として生産増大の指導がなされたのであります。が、今日なお多くの不安定要素をはらんでいます。酪農、養豚、養鶏などの生産増大は、内部要因によつて起きたというより、アメリカからの輸入飼料の増加という外的条件の要請の中でもたらされた側面が強いのであります。一方、従来の日本的畜産といわれる牛、馬、ヤギ、綿羊などは、大幅に生産を縮小し、畜産全体の成長は、この九年間にわざかに家畜単位では二三%の増加にすぎず、わが国の畜産はいまなお日本の土壤に根を張つた拡大を示していないのであります。いわゆる自給飼料にこと欠く畜産政策の不備が指摘されて久しいであります。が、その成果は見るべきものがあります。あらためて政府の所信をお尋ねいたし、あわせて畜産と同様、成長部門として指導された果樹は、ミカン等を中心にして生産増加を示していいわけであります。が、消費拡大の方策特にソゴ、ミカンなどの価格支持は、ほとんど放置されているわけであります。が、これについて具体的な方策をお伺いしたいのであります。

以上、私は、農業白書をめぐる若干の問題について御質問をいたしたのであります。もし政府が、全国五百三十五万戸の農家に、農業のあすに希望を持つかいなかを問い合わせたとすれば、大半の農民があきらめと不安を抱いていることを知ることができます。農業のあすに希望を失いかけている人々に自信と勇気を与えることなく、むしろこれらの人々を農業から去らし、農政のうち外とする風潮が、やがて農業を崩壊に導くのではないかとおそれるものであります。政府がこの現実を正しくとらえられることを希望して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 田中君にお答えいたします。

まず、七〇年代における農政の基本的考え方についてのお尋ねがありましたが、私は、七〇年代初頭における農業の課題は、何をおいても、古くからの米麦中心の日本農業からの脱皮であるとかように考えます。この大きな、また困難な転換期を無事に乗り切つて、需要の動向に即応した農業生産体系に移行し、そこに産業としての国際競争にも耐え得る近代的農業の確立をはかり、そして新しい、住みいい農村社会の建設を推進してまいりたい、かように考えます。これが基本的な考え方であります。

次に、最近再び農業従事者と労働者との所得格差が拡大しつつあることは、残念ながら御指摘のとおりであります。決して農業基本法の所得均衡という基本目標を取り下げるものではありません。当面する米の過剰問題を克服して、新しい農政の展開によつて、この基本目標をあらためて追求してまいる決意でございます。

その他の問題については、それぞれの所管大臣から答えることにいたします。(拍手)

○國務大臣(倉石忠雄君)　お答えいたします。
最初に、自給度のお話がございました。私ども、皆さんにお目にかけております農林省の長期見通しにつきましては、五十二年には七七%と想定いたしておりますことは御存じのとおりであります。が、たまいま八三%といわれておりますのは、米はすでに一八%ございますので、五十二年には、生産調整もいたしまして、一〇〇%に落としますので、そこでほかの作物の自給度は、やや上に上げながらも、やはり米の生産調整のもとに一〇〇%に下がりますので、平均して七七%と申しておるわけでありまして、私どもは、農政審議会の答申にもありますように、この程度の自給度は維持してまいりたいことを申しておるわけであります。
価格政策のことについてお話をございました。
私ども、考えますのに、物を生産するのに消費を考えない生産といふものは、およそあり得べからざるものでござりますので、私ども農林省は、もちろん生産を維持することに全力をあげて協力いたすべき任務を持つておるのでありますが、同時に、その生産された農作物は、やはり消費者と、その価格においては大体において合意を得られるような価格でなければならないのであります。それでなければ、幾ら生産したって、それは消費者が御納得なさらないのでありますから、そこにわれわれの非常なむずかしさがあるわけであります。したがつて、米の生産調整はいたしますが、しばしばあらゆる機会において農林省は申し上げておりますように、他の作付をされる、将来選択的拡大で需要の増加いたしてまいるような、たとえは畜産であるとか果樹であるとかいろいろにつきましては、四十五年度の予算をごらんくださいましても、そういうもののさらにつかりした生産が行なわれるようだに、土地基盤の整備であるとか圃場整備等をやつておることは、御存じのとおりであります。したがつて、いま米価と他作物とを均一に平均化していくことはできないかとい

もよろんなお話をございましたが、これは田中さんも御存じのよう、需要供給の関係で、今日の自給度を見ましたときに、私どもは、米に対する価格の考え方と、ますますこれから生産を刺激して消費者に活発に需給してもらうような品物との価格の傾向を、同一に考えるということはできないのではないか、こういろいろ見ております。そういう考え方で予算の編成もいたしておることは、御承知のとおりであります。

さらにもう、米の生産調整についてお話をございました。米はもう、申すまでもなく、百五十万トン程度生産調整をいたしたいのですから、それがの転換先作物につきましては、できるだけわれわれは、将来性のある作物、いまここで申しましてやうなものについて、さらに生産が活発に出てくるよういろいろ援助をいたしておるわけであります。

その次に、古米の処理についてお話をございましたが、この古米の処理につきましては、もちろん政府といたしましても、たとえば学校給食をふやすとか、あるいは国内で使つておりますみそ、しょうゆ等の原料を、今まで外米にたよっておったものを内地米を使うとか、酒米等の手当もいたしておりますが、さらに、銅料等についてどの程度活用できるかということを、いま鋭意努力いたしております。

それから、次にお話がございました畜産、果樹等につきましては、いま申し上げましたからここで重ねて申し上げることを御遠慮いたしますが、最終的に私は、日本の農業者は、決してあきらめておりません。農業者自身が非常に将来性を楽しんでいたしまして、そしてわれわれに非常な協力ををして、百万トンの生産調整については、もう全國の農業者もそうでありますし、農業協同組合も市町村長も、全面的に協力をいたしておられるのは、農業の将来に明るいビジョンを彼ら自身が持つていらっしゃる証拠だと思っております。

〔國務大臣宮澤喜一君登壇〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 昭和四十六年の末には、わが国の全体の残存輸入制限の数を六十にまで減らしたいと考えているわけでござりますが、ただいま農政が、御指摘のような現状でござりますから、ただいまのところ、なるべくこのウエーホルトを通産物資がよけいにしょい込むようになといふ心がまえで、自由化を進めておるわけでござります。

それから一七年以後、四十六年未以前といふことになりますと、農林物資の中で、どうしてもやむを得ない、できないといふものもあるはあらうかと思ひます。同時に、関税あるいは課徴金といったような施策もあわせて考えられますので、そういうものもあわせまじで、できるものはなるべくやつていきたいというふうに考えておるわけでござります。(拍手)

○國務大臣(内田常雄君)登壇

いまして、私どもがいたしましても、かねてよりこの僻地診療所の年次計画による整備をいたしておりますけれども、近来山村の道路などもよくなされまして、車で通院される方が多くなつたことは、喜びの限りでござります。

りました専門性を耳にすればおもして巡回診療車でありますとか、あるいは患者輸送車というようなものの整備にさらに力を注いでおります。また、巡回診療車の運営費のよろなものも、本年度から新たに助成の対象にいたしましたが、そういうことをいたしましても医者が足りない実情でございますので、これは国立病院のお医者さんを、チームをつくって、でき得る限り僻地のほうに定期的に派遣をするというような政策を続けてはか、さらに本年度からは所在に親元病院という制度を設けまして、その親元病院から僻地のほうに、これも定期にお医者さんや医療従事者に行つていただく、その助成をする、こういふようなことも本年度から始める所存でございます。また、農山村に対しましては、栄養指導車とか

業者年金基金法案の趣旨説明に対する長谷部七郎
あるいは移動保健所というような制度も設けます。
て、農山村の保健指導あるいは栄養改善等にも国
の助成をもつてつとめております。また一本年度
からは、従来開拓地に対しまして農林省がお世話
をいたしておりました保健事業を、私どものほう
の系列の保健所が全部お引き受けをいたすことと
なりまして、この方面にも相当の予算を組み入れ
まして、かような措置を通じまして、でき得る限り
の対策を進めてまいる所存でございます。
また、御注意がございました国立病院の医師や
看護婦等の待遇改善につきましては、昨年度にお
きましても、一般公務員の給与を上回る待遇改善
をいたしておりますけれども、もちろん十分でござ
いませんので、今後ともこの方面にはさらに
努力を続ける所存でございます。(拍手)
〔国務大臣佐藤一郎君登壇〕
○國務大臣(佐藤一郎君)　ただいまの御質問は、
新しく今度答申が予定されております新経済社会
発展計画、この中におきまして、一体農業はどうく
いう位置づけが行なわれているか、農業はどのく
らいの成長を考えておるか、こういう御質問で
あつたと思います。
御存じのように、一九七〇年代は非常な国際的
な環境のきびしさ、国際化を迫られております。
そうしてまた、労働力需給の逼迫が相当予想され
ます。そういう前提に立ちまして、新しい計画では、
国際化と物価安定あるいは産業構造の革新、
あるいは資源の適切配分、こういうよらないいろ
んな目標を調整しながら掲げておるのであります。
その中におきますところの農業もまたそれらの
政策と対応いたしましたて、なかなかきびしい環境
を迎えております。全体の経済成長率一〇・六と
いう実質成長率を想定いたしまして、その中で農
業は約三%ぐらいの成長を考えられております。
一面におきまして、農業人口の減少という問題
に直面いたします。したがいまして、農業の生産性
性をこれから相当高めてまいらなければならな
ります。

業者年金基金法案の趣旨説明に対する長谷部七郎
あるいは移動保健所というような制度も設けま
で、農山村の保健指導あるいは栄養改善等にあ
の助成をもつてつとめております。また、本年度
からは、従来開拓地に対しまして農林省がお世話
をいたしておりました保健事業を、私どものほう
の系列の保健所が全部お引き受けをいたすことと
なりまして、この方面にも相当の予算を組み入れ
まして、かような措置を通じまして、でき得る限
りの対策を進めてまいる所存でございます。

また、御注意がございました国立病院の医師や
看護婦等の待遇改善につきましては、昨年度にお
きましても、一般公務員の給与を上回る待遇改善
をいたしておりますけれども、もちろん十分でござ
いませんので、今後ともこの方面にはさらにこ
努力を続ける所存でございます。(拍手)

○國務大臣(佐藤一郎君)　ただいまの御質問は、新しく今度答申が予定されております新経済社会発展計画、この中におきまして、一体農業はどういう位置づけが行なわれてあるか、農業はどのくらいの成長を考えておるか、こういう御質問であります。

な環境のきびしさ、国際化を迫られています。そうしてまた、労働力需給の逼迫が相当予想されます。そういう前提に立ちまして、新しい計画は、国際化と物価安定あるいは産業構造の革新、あるいは資源の適切配分、こういうようないろいろな目標を調整しながら掲げておるのであります。

その中におきますところの農業もまたそれらの政策と対応いたしまして、なかなかかきびしい環境を迎えております。全体の経済成長率一〇・六と、いう実質成長率を想定いたしまして、その中で農業は約三%ぐらいいの成長を考えられております。

一面におきまして、農業人口の減少といふ問題に直面いたします。したがいまして、農業の生産性をこれから相当高めてまいらなければならぬ

い。これは一面におきまして、工業生産性とのね
差をこれ以上に拡大しないようにしなければなら
ないという問題を含んでおります。そういう意味で
におきまして、高生産性の農業の実現をしなければ
ならない。それによりまして、この多様化し
高度化する食料需要に対する供給部門としての責
任を完遂していくという強い要求が出ておるわけ
であります。国際競争といふものもきびしい形
でありますので、長い視野に立って見ますと、
の高生産性農業ということの実現がぜひとも必要
になつてまいる。大体こういう見方に立ちますと、
て、価格依存の政策のみならず、さらに生産性農業
揚のためには適切なる産業対策をとらなければなら
ない。

それからまた、従来の單なる農政のワクを越え
まして、より広い、総合的な対策が必要である。
土地の問題、雇用の問題、社会保障の問題、公井
投資の問題、そらした従来の農政を越えた、総合的
的な対策が必要であるという提言がなされており
ます。(拍手)

い。これは一面におきまして、工業生産性とのござ
差をこれ以上に拡大しないようにしなければなら
ないという問題を含んでおります。そういう意味で
におきまして、高生産性の農業の実現をしなけ
ばならない。それによりまして、この多様化し、
高度化する食料需要に対する供給部門としての責
任を完遂していくという強い要求が出ておるわけ
であります。が、国際競争といふものもきびしい際
でありますので、長い視野に立つて見ますと、こ
の高生産性農業といふことの実現がひとも必要
になつてまいる。大体こういう見方に立ちまして
て、価格依存の政策のみならず、さらに生産性高
揚のために適切なる産業対策をとらなければなら
ない。

それからどうした従来の単なる農政のワクを越えて、まして、より広い、総合的な対策が必要である。土地の問題、雇用の問題、社会保障の問題、公井投資の問題、そうした従来の農政を越えた、総合的な対策が必要であるという提言がなされております。(拍手)

○謙長(船田中君) 長谷部七郎君
〔長谷部七郎君登場〕

○長谷部七郎君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案趣旨の説明のありました農業者年金基金法案に關し、農政の基本にも触れながら、若干の御質問を申し上げたいと存ずるものであります。

の責任を農民に押しつけ、農民の犠牲によつて今百五十万トンの減産を進めておるのであります。しかも、これはあくまでも農民の自主的協力によるもので、決して強制ではないと言つておりますけれども、過般、農林大臣が参議院本会議におきまして明らかにしたとおり、現行食管法のもとでも米の買い上げ制限ができると言明されたことは、農民に対し、もし政府の減産政策に協力しなければ来年から買い上げ制限をやるぞと脅迫したものでござります。(拍手)しかも、ことしも米価は据え置く、加えて銘柄格差の設定など、一段米価の構想を出るに至りましては、もはや食管制度は大きくずれつあると言つても過言ではございません。

一方、農地制度に目を転ずるならば、新都市計画法の施行に伴つて、市街化区域では今後十年間に約三十万ヘクタールの農地がつぶれるのであります。また、当面一年や二年の米对策で農民の権利を保障する農地制度に手をつけるべきではないと私は考えるのであります。政府はすでに農地転用の許可基準を大幅に緩和し、十一万八千ヘクタールの美田を、農家の経営規模拡大のためにではなく、他用途に買い上げることをきめたのであります。しかも、これを市街化調整区域や、農振法の指定地域にも及すでまいるのであります。もはや政府は、農民の土地を守るという姿勢は放棄したとしか受け取ることができないのでござります。

しかも、今国会におきまして、農地法や農協法などとともに、新たに農業者年金基金法案を提出をし、これを通過させようとしております。この内容は、農協や基金に農地売買の業務ができる道を開き、転用農地まで取り扱わせようとするところになるのでございまして、よつてたかつて農地を食いつぶそうとする以外の何ものでもございません。

本の農業を守るために、基本的には今日の無農産化の農産物輸入を中止すべきだと主張するものでございますが、内外の情勢からいたしまして、一拳にそこまでいかないにいたしましても、国内農業と競合する米、小麦、肉類、乳製品などの輸入は、大幅に抑制すべきものと考えるものでござります。佐藤総理は、そのため、この際貿易政策を改善し、思い切って関税及び課徴金制度の実施に踏み切る御意思がないかどうか、御見解を承りたいのであります。

なお、国民食糧については、外国依存をやめて、可能な限り国内自給体制をとることをわが国農政の柱に据えるべきであると考えるのであります。総理の農政に対する基本的見解を明らかにしていただきたいのであります。

質問の第二点は、農業生産の地域分担と、主要

力があることは、私とて承知しているところですが、年々激増の一途をたどっているのです。今回政府が発表いたしました農業白書によつても、四十四年の輸入実績は、前年同期に比べまして一％増と、その増加率が目立つて大きくなつておるのであります。日本は世界第五位の輸入国になつたのであります。この結果、農畜産物の供給が過剰となり、国内農業を大きく圧迫し、稻作はもとより、畜産、果樹などが大きな打撃を受けていることは御承知のとおりであります。私は、日

このように、佐藤内閣は次から次へと農業破壊の政策を進めてまいりましたが、これは、政府が大企業の要求に沿つて日本の農業の縮小、後退をばかり、不足な労働力を農村から吸収し、国民食糧は安い外国農産物にたより、そのことで工業製品の輸出市場を拡大しようとする意図である」とは明らかであります。(拍手)

そこで、私は、佐藤總理大臣にお伺いをするわけであります。第一点は、農産物の輸入と食糧の国内自給との関係についてでございます。

今日、貿易の自由化について内外からの強い圧

農畜産物の価格補償についてでございます。

模擬大をはからんとするならば、まず他産業の側

現在の職業に専念させるというならば、労働意欲

農畜産物の価格補償についてでございます。
今回、政府は、米過剰を解決するため、全国一律の減反目標を押しつけておりますが、これは地域の実態を無視した画一行政であって、政治ではないといわざるを得ません。地域によって農業事情が異なることは当然のことと、その特性を十分に生かしてこそ眞の農政といえるのであります。私は、困難な問題ではあるが、総理は速急に、一、二年の間に、農業生産の地域分担政策を確立し、地域ごとに米、畜産、果樹、蔬菜などの主産地形成を急ぐべきであるし、それを成功させるた

模擬大をはからんとするならば、まず他産業の側で雇用条件を改善し、社会保障を拡充し、住宅確保などの受け入れ体制を整備し、農民が安心して他産業に就業できる条件をつくることが先決でなからうかと存する次第でござります。そのためには、政府がますもって積極的に対策を講ずることとが必要と考えるのでありますけれども、これにかかるる総理の御所見を承りたいのであります。

総理に対する質問の第四点は、農業者年金基金法案についてでございます。

総理が昭和四十二年一月の第三十一回総選舉に

現在の職業に専念させるというならば、労働意欲を向上させるのが本来的な目的ではないかと私は思います。しかるに、この法案では逆に、早く職業を放棄しない、経営を移譲しない、そなうれば年金をやりましょうという内容になつておるのであります。しかも、経営を移譲しない者は、自分の掛け金の元利相当額がもらえない仕組みになつておるのであります。言うならば、経営移譲といふ政策に沿わない者は、罰則的に一部掛け捨てを強要する仕組みになつております。このようないい仕組みの内容のところに「農民にも恩給」といふ

めには、農畜産物に対して國の責任で価格を補償し、あわせて流通機構の改善をはかり、安定作業を準備すべきであると考えます。そうなりますとならば、農民もあえて米にのみ集中せず、喜んで自主的作物転換が進んでまいるものと確信するのであります。今日まで政府が幾ら作付転換を奨励いたしましても、米以外の安定作物が何一つ準備されていなかつたところに大きな原因があることを総理は知らなければならぬと思います。ここに佐藤総理の農業生産の地域分担と、農産物の価格補償についての御所見を承りたいのでござります。

おきまして、「農民にも恩給」と公約なさつたことにつきまして、今日三年たつたいま、公約実現のため農業者年金基金法案を御提案になつたのだと存するのであります。しかしながら、提案された法案の内容をつぶさに調べてまいりますと、公約とは全くかけ離れた内容となつてゐるので、特にお尋ねをいたしたいのであります。

「農民にも恩給」という表現からいたしまして、かつて官吏の特権的恩恵であつた恩給を農民にも支給すると受け取られたわけで、この法案の内容の善悪は深く問われることなく、一般的の農民は公約実現ということで、無批判にこの制度に賛成を表する向きがあると私は考えるのであります。

公約が果たされておるのでしよう。どの部分に農民の老後保障を果たす機能が織り込まれているのか。佐藤総理から明確にひとつ教えていただきたいのであります。

次に、農林大臣及び厚生大臣にお伺いをいたします。この制度は、ただいま総理に御質問申し上げた内容で明らかなどより、農業構造の改善のため農地の流動化をはかり、農業経営の近代化を促進するという目的で創設されるものであります。したがいまして、制度そのものが農業政策年金であります。政策年金であれば、政策に沿うて経営移譲をしたりあるいは離農した場合に支給する経営移譲年金は、國が全額負担するというのが筋で

政府は農地の整理化が進むまい限りを許さない農地法にありとして、その改正を強行しよろとておるのであります。私からして言わしむるならば、今日の農地の流動化をはばんでおるものはない。第一に地価が非常に高いといふこと、また、その高い土地を取得をしまして、経営規模の拡大をはかっても、採算が合わない。さらに、ばく大な土地取得資金がないといふことが大きな要因であらります。さらに、何よりも大きな問題は、数多くの兼業農民が、現体制のもとでは安心して他産業に転業することができないということです。これは百万人をこえるといわれる季節出稼がなき農民の姿が、これを雄弁に物語つているものいわざるを得ません。

この法案の内容から見まして、一体この制度の趣旨は何であるのか、この制度は何のために設けられるのか、といった基本的な創設目的に深い疑念を持たざるを得ないのであります。真に農民の老後を保障し、農業構造改善に役立てようとしておるのかわからぬのであります。この法案のどこに老後保障部分があるのか、御教示をいただきたいのであります。

公的年金の本来の目的は年金制度でありますから、老後は御安心くださいといって、被保険者にします。とするならば、この事態を深く憂えなければ、国政をつかさどる者として、まことに無責任であるといふそしりを免れないと私は思うのであります。

およそ年金制度に対する國の補助は、その制度の性格によってあり方は変わるべきものであらうかと思ふのであります。政府管掌の制度の場合には、政策目的に沿った部分は國が負担し、その他の部分については他の國民との均衡をはかるというものが常識的ではないでしょうか。この常識論からすれば、經營移譲年金部分はすべて國が負担することとなります。この制度の中にも、離農給付金はこのように仕組まれております。經營を移譲する」となります。

公的年金の本来の目的は年金制度でありますから、老後は御安心くださいといつて、被保険者に

る」となります。この制度の中にも、離農給付金はこのように仕組まれております。経営を移譲

しない者が、何ゆえに經營を移譲した者の分を負担しなければならないのか、理解に苦しむところであります。

さうに私の計算によりますると、二十年間毎

金にしなければならないことになつております。金の元利合計額をもらひ切るには、月四千円の年金にしなければならないことになつております。しかしに、政府提出法案では、三千六百円しか支給しないことになつておりまして、約一割方掛け捨てになることが明らかでござります。何ゆえにこのように仕組まなければならぬのか。経営移譲しない農民には、罰則的にこの制度に入らなければならぬ理由をひとつ明らかにしていただきたいのであります。

セ——かく結婚の公約を実現するために創設する制度であるなら、政策年金なら政策年金らしく筋を通し、老後保障部分についても、真に農民の側の立場、掛け金をとられる者の立場を理解し、あたたかい人間性を見出せるように仕組むべきだと思ふのであります。農林大臣の見解を承りたいのであります。

次に、制度の運営について御質問をいたしたいと思うのであります。

この制度を実態的に運営する役員は、主務大臣

が任命し、理事は、主務大臣の認可を受けて理事長が任命することとなっているのであります。これでは農林大臣なり厚生大臣が直接運営に当たつたほうが、むしろ被保険者としては安心するのではないかと存じます。官公庁の天下り人事が巣間問題にされている昨今、なぜこのような仕組みを考えなければならなかつたのか、その理由をひとつ明確にお願いをいたしたいのであります。せっかく基金という特殊法人を設けるのであれば、農業団体の職員を対象にしてできている農林年金のように、被保険者の意思が十分運営に反映できるように、代議員制による選挙制によつて役員を定めるという民主的な制度にすべきではないかと存ずるものであります。ここにこの制度の官

昭和四十五年四月一日 衆議院会議録第十五号

農業者年金基金法案の趣旨説明に対する長谷部七郎君の質疑

僚統制的な色彩があらわれております。その運営が眞に農民のためになるとは思われないのであります。民主的に制度の運営者を選ばせない理由を、この際、農林大臣から明らかにしていただきたいのであります。

○議長(船田中君) 長谷部君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

管理制度等について、政府並びにわが党がこれらのもつを破壊しようとしておる。次々にさよなら意味の御発言がございましたが、私どもは、いままでもたびたび申し上げましたように、食管制度の根幹は維持することあらゆる機会に申しておりますので、この点は誤解のないよう、ひとつあらためて新しい認識のもとに話を進めていただきたいと思ひます。(拍手)

の場合どういふような措置をとるか、いわゆる開税あるいは課徴金追加等の制度、どういう制度が適当であるかということは、その際に具体的な品目についての自由化の進捗度に応じて、物価並びに国際的観点から考慮して、慎重に検討してまいる考えでございます。この点も御了承願つておきます。

地の買い入れ、売り渡しの業務をこの基金が行なおうとしておりますが、これは全くもつて問題となる点だと思います。年金制度の資金は被保険者

管理制度等について、政府並びにわが党がこれらのものを破壊しようとしておる。次々にさよなら意味の御発言がございましたが、私どもは、いままでもたびたび申し上げましたように、食管理制度の根幹は維持するとあらゆる機会に申しておりますので、この点は誤解のないよう、ひとつあらためて新しい認識のもとに話を進めていただきたいと思います。（拍手）

そこで、これらの問題がこんがらがってまいりますので、ただいまの食糧の自給問題、あるいは輸入問題等につきましても、いろいろの御批判が

の場合どういふような措置をとるか、いわゆる開税あるいは課徴金追加等の制度、どういふ制度が適当であるかということは、その際に具体的な品目についての自由化の進捗度に応じて、物価並びに国際的観点から考慮して、慎重に検討してまいる考えでございます。この点も御了承願つておきます。

その次に、今後の農業の進むべき道について長谷部君から具体的な御意見がありました。私は、同感の意を表する点もありますが、問題としてはだいぶん複雑な問題でありますので、議論の余地

からの預かり金であつて、決して基金という特殊法人のものでもなければ、國のものでもあります。それと農地の流動化資金に役立てよう、利用しようとは、もつてのほかの運用であらうと存ずるのであります。(拍手)年金制度の資金が被保険者のものであるからこそ、各種の年金制度には被保険者の福祉に役立つことを配意しながら、安全かつ効率的に運用する。その場合にも、不良債券に投資しないよう適切な規制が施されていらっしゃる

本來、農地の売買資金は専ら小貸で賃貸であります。こうした年金制度本来の良識が、この制度の運営にあたっては適用しないこととなつてゐるのであります。

まして、政策貫徹のために農民から搾出させた掛け金をこれに充てるなどということは、本末転倒しておるといわなければなりません。なぜこのように善良な農民の淨財を政策目的のために使わなければならぬのか、この際伺つておきたいと思ひであります。

以上、各般にわたりまして御質問を申し上げま

したが、時間になりましたので、総理大臣はじめ関係各大臣から明快な御答弁を期待いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 長谷部君にお答えいたします。

管制度等について、政府並びにわが党がこれらのものを破壊しようとしておる。次々にさよなら意味の御発言がございましたが、私どもは、いままでたびたび申し上げましたように、食管制度の根幹は維持するとあらゆる機会に申しておりますので、この点は誤解のないよう、ひとつあらためて新しい認識のもとに話を進めていただきたいと思います。（拍手）

そこで、これらの問題がこんがらがってまいりますので、ただいまの食糧の自給問題、あるいは輸入問題等につきましても、いろいろの御批判があるよう伺つたのであります。私は、この御批判はある程度事実には合つておりますが、必ずしも全部そのとおりだとは思つておりません。

私が申し上げるまでもなく、食糧は国民生活の基礎として、その自給率はできるだけ高い水準に維持するということが望ましいことはあらためて申すまでもないところであります。

この基本的な考え方のもとに、国内生産が不足する食糧については、国民生活の安定という見地から所要の輸入を行なっているものであります。また、この場合、輸入の増加が、国内生産に不測の悪影響を与えることのないよう配慮していることも申します。でもあります。私どもは、もちろん生産者の立場に立つて、生産者の立場も十分考えてまいりますが、同時に、消費者の立場に立つても、ものごとを考えていかなければならぬのであります。一面だけでものごとを判断するわけにはまいりません。この点をぜひとも社会党の方にも御理解を賜わりたいと思います。（拍手）

次に、農産物輸入抑制のための方途につきまして、お尋ねがありました。ただいま申し上げるような両面、両者の立場に立つて、ものごとを考へて、そうして無用の混亂が生じないよう私どもは努力してまいるつもりであります。なぜ、こ

の場合どういうような措置をとるか、いわゆる開税あるいは課徵金追加等の制度、どういう制度が適当であるかということは、その際に具体的品目についての自由化の進捗度に応じて、物価並びに国際的観点から考慮して、慎重に検討しておきたいと考えています。この点も御了承願つておきます。

その次に、今後の農業の進むべき道について長谷部君から具体的な御意見がありました。私は、同感の意を表する点もありますが、問題としてはだいぶん複雑な問題でありますので、議論の余地もまたあると思います。農業生産の地域分担目標の作成は、適地適産の新しい農業の確立のためにも可及的すみやかに策定する必要があるものと考えております。これは同じ考え方であります。また価格政策につきましても、その適確な展開によりまして、農産物の安定的供給の確保をはかってまいりたい、かように考えております。

次に、農地流動化の円滑な推進のためには、他産業への就業のための受け入れ体制を整備する必要があるとの長谷部君の御意見につきましては、全く同感であります。四十五年度予算では重点的に措置したつもりであります。

なお、農地法、農協法の改正は、農地の流動化を容易にして、農業の構造改善に資するための制度的な基礎でありますので、よろしく御理解いただきたいたいと存じます。

最後に、農業者年金についてであります。今回の構想は、当初の私の発想から逸脱したものとは私は考えておりません。農民諸君の老後生活の安定という課題に加えて、日本農業の当面する緊急、かつ重要な課題である農業の構造改善推進のために必要な、優秀な経営担当者の確保、これがまず第一であります。次には、経営移譲の促進、経営規模の拡大という農政上の要請にあわせたたえる、きわめて適切な制度であると私は確信するものであります。

が、一般的に掛け金なしの全額国庫負担を連想されたようあります。現在は、いわゆる恩給年金としての掛け金を基礎として支給されているものであることを御理解いただきたいと存じます。

また、御指摘のよるな政策目的推進の意味合いを持つていてることを十分考慮して、他の年金制度と比較して、これは高い国庫負担を行なつておること、この点もあわせて私、説明しておきますから、御理解のほどお願いをいたします。(拍手)

國務大臣（倉石忠雄君） 総理大臣がほんとお答えになりましたので、残つておりますが、最後に、農業者年金基金の構成についてお話をござき

御指摘の如くに、農業者に一番關係のあることでござりますので、その運営の中には評議員会制度というものを設けまして、ここに農業団体の代表者に参加していただきまして、農業者の御意見も、運営について十分取り入れることのできるような制度にいたしたいと思っております。(拍手)

（國家大典）正田常朝（其）此行者（之）に於名（を）申し上（げ）お（か）。

算、仕組みになつております。途中で死亡、脱退等がございました場合にも、一定の年限をたつております場合には一時金を支払いますし、あるいはまた六十歳をこえ六十五歳に至るまでの間に經營を移譲しないような事態が起りますと、十五歳を過ぎますと、先ほどお話をございましたように、二十年で三千六百円、二十五年掛けて四

千五百円といふような年金を支給する仕組みになつておられます。加入者の損にならない計算にいたしております。

それから、積み立て金の運用でございますが、これは有利、確実、また加入者への還元といふよくな、この種の三原則を守りますことはもちろんございまして、この年金の計算については独立した勘定を設けますので、基金が他の事業をいたしましても、他の事業によりまして年金勘定の資本がおかされる仕組みはとつております。そこで厚生大臣がお引き受けをした、こういうわけでござりますので、御了承をいただきたいと思います。(拍手)

度、四十一年度もほぼ同率で上昇しております。中でも米、野菜等は平均を大幅に上回り、農産物価格の上昇をリードしているのであります。このよきな政府の小手先だけの価格政策で、一方において、重要な構造政策と生産政策を置ききりにするというわが国農政の大きな欠陥を固定化したというべきであります。すなわち、今日の過剰米問題、牛乳や乳製品等の酪農業、さらにミカン、リンゴ等の果樹農業にもあらわれ、過剰生産という問題は、特に過去九年間にわたる農政の欠陥によるといつても過言ではないと思うものであります。

近年、農業の比較生産性は年々低下しております。農業所得だけでは家計収入がならないことばざります。

かかる方向に育成していかれるのか、またこれとあわせて、減少する専業自立經營農家をいかなる方向に育成していかれるのか、具体的な対策をお答え願いたいのであります。

第二に、農産物輸入問題についてであります。四十三年度における農産物輸入額は前年比二%の増加にとどまつておりますが、四十四年度は再び増加傾向を強め、特に小麦、肉類、砂糖など著しい増加傾向を示しており、わが国はイギリス、アメリカ、西ドイツに次いで世界第四位の農産物輸入国になつております。一方、アメリカをはじめ諸外国からは、わが国の国民総生産が自由主義圏で世界第二位を維持していると、はなばな

度、四十一年度もほぼ同率で上昇しております。中でも米、野菜等は平均を大幅に上回り、農産物価格の上昇をリードしているのであります。

このような政府の小手先だけの価格政策で、一方において、重要な構造政策と生産政策を置き合わせたというわが国農政の大きな欠陥を固定化したというべきであります。すなわち、今日の過剰米問題、牛乳や乳製品等の酪農業、さらにミカン、リンゴ等の果樹農業にもあらわれ、過剰生産によって、生産者所得が減少するという問題は、特に過去九年間にわたる農政の欠陥によるといつても過言ではないと思うものであります。

近年、農業の比較生産性は年々低下しております。農業所得だけでは家計費をまかなうことがであります。ますます農家の兼業化が進められ、四十年以後、全国平均で農家所得の五〇%以上が農外所得に依存するようになつてきているのであります。農業白書では、四十三年度の農家所得が全国平均百十三万五千円で、前年比一〇・二%増加となりておりますが、この伸び率は、前年の一九・五%に比べ、著しく鈍化しているのであります。しかも一〇・二%の伸び率の内訳を見ると、その中の八四%が農外所得、すなわち兼業による所得であります。このような兼業依存の傾向は、少なくともここ数年間は続くものと思われます。農業基本法第十五条は、「国は、家族農業経営を近代化してその健全な発展を図るとともに、できるだけ多くの家族農業経営が自立經營になるように育成するため必要な施策を講ずるものとする。」と、家庭農業経営の近代化とその健全な発展を約束しておりますが、法に規定された目標に対し、農業経営の現状ははるかに遠くなっているのであります。

そこで、まず佐藤總理並びに農林大臣に質問いたしますが、わが國農業の憲法ともいわれてゐる農業基本法の目標に逆行して、兼業への依存度の高くなっている現状から、法の目標に沿い、全農家戸数の八〇%を占めている現在の兼業農家をいたします。

かかる方向に育成していかれるのか、またこれとあわせて、減少する専業自立經營農家をいかなる方向に育成していかれるのか、具体的な対策をお答え願いたいのであります。

第二に、農産物輸入問題についてであります。四十三年度における農産物輸入額は前年比二%の増加にとどまつておりますが、四十四年度は再び増加傾向を強め、特に小麦、肉類、砂糖など著しい増加傾向を示しております。わが国はイギリス、アメリカ、西ドイツに次いで世界第四位の農産物輸入国になつております。一方、アメリカをはじめ諸外国からは、わが国の国民総生産が自由主義圏で世界第二位を維持していると、はばなしく吹聴され、またわが国経済の実力を過大に評価して農産物自由化を迫られております。しかし、農産物輸入の自由化がさらに拡大されれば、その結果として、前に申し述べましたとおり農業経営の現状から、また特に中小農家の多いわが農業は、壊滅的打撃を受けることは明らかであります。このことは、三十六年の大豆の自由化によって、過去八年間の作付面積が十二万ヘクタールと二分の一以下に減少し、また、レモンの自由化によって国内のレモン作付農家が壊滅状態になつた事例を見ても明らかであります。したがつて、農産物自由化については、特に慎重に対処していくなければならないのであります。また、輸入農産物の価格が非常に安価であるとして、物価対策の面から農産物の自由化を主張されておりますが、輸入価格を裏面から見る場合、アメリカやフランスなどでは強力な輸出振興施策が講ぜられており、輸出補助金あるいは輸出金融による助成、さらに輸出税制や輸出保険など、特別優遇措置が講ぜられていることを見のがすことはできないと思うのであります。いずれにせよ、このようにほんくな農産物の輸入がわが国の農家を不當に圧迫することを直視すべきであります。

さらに、流動的な世界の農産物需給事情を展望してみると、輸入農産物への依存度を高めていく

消に役立つようにといふ御指摘は、今まで白書について初めてございました。私どもいたしまして、たいへんよいことではないかと思つております。もつとも、私どものほうでは、地方の農政局で、それぞの地域における農業の動向等を明らかにいたしました地域農業情勢報告を作成いたしまして、これを公表いたしておりますが、将来は、お説のように、白書について地域性を盛り込んでいくということは大事なことだと思いますので、御意見を尊重いたしたいと思います。

農業者年金は後退していないかということについては、ただいま佐藤総理がお答えいたしましたとおりございまして、これは他の公的年金、たとえば厚生年金と比較いたしましても、優遇されておりこそすれ、少しも後退しておらないわけでありまして、なお将来ともこういうものを充実してまいりたいと思っております。(拍手)

〔國務大臣内田常雄君登壇〕

○國務大臣(内田常雄君) 重複部分を避けましてお答えを申し上げます。

積み立て金運用につきましては、一般原則によりますほか、この制度本来の目的にも沿うように運用されることは当然であると考えるものでございます。

また、五十五歳以上の方には加入の道がございませんが、これは本来二十年掛けの年金を、十五歳という五年掛けのところまで持つてきた苦心のところをお認めいただきたいということ、また離農給付金を出す仕組みがありますこと、またさらには、これらの方々につきましては、今後とも一般の国民年金の充実によって、できる限りの力をとしてまいる所存でございます。(拍手)

○議長(船田中君) 合沢栄君。

〔合沢栄君登壇〕

○合沢栄君 私は、民社党を代表いたしまして、ただいま提案のございました昭和四十四年度の農

業白書並びに農業者年金基金法案に関連いたしましたして、総理並びに閣僚に質問をいたします。わが国の最近における技術革新の進展と経済の成長は、確かに自由世界第二位の国民総生産をあげるに至りましたが、この結果は、各種の社会的矛盾を新たに引き起こしつつあります。特に産業面について言うならば、その構造上、近代化の困難な農業等の第一次産業は、はなはだしい後進性から脱却することができず、特殊な經濟分野として国民经济の中から取り残される傾向にあります。これが加えて、米の生産過剰と畜産物の輸入の自由化が、わが国の農業を根底から崩壊させる大きな圧力となっております。したがつて、農業者は、みずから生活をめぐつて限りない不安と絶望的な状態に立たされているのが、偽らざる現実の姿だと思つておられます。農業白書を見ると、現実の農業とかけ離れた一種のそらぞらしさを感じるのは、決して私一人ではないと思うのでございます。(拍手)

このような状況のもとで、今回提案されました農業白書を見ると、現実の農業とかけ離れた一
点は、先ほども質問がございましたが、農業白書のあり方でございます。

日本農業を今日のとく危機的な状態におとし
いた原因について、政府はそれを明らかにせず、しかも、政府の責任を回避するような形で書かれている農業白書は、一体どのような意味を持つのでしょうか。少なくとも農業白書は、いつの日かに於ける農業の今日的危機を招いた根本の原因を明らかにするとともに、その危機を克服するための具體的な方策を大胆に指摘して、全農業者の率直な理解と協力を得るために、政府の責任を明確にした農業指針を示すべきであると思つております。(拍手)

○議長(船田中君) 農林大臣の御所見をまずお伺いいたしたいのですが、

○議長(船田中君) 合沢栄君。

○合沢栄君 私は、民社党を代表いたしまして、

ただいま提案のございました昭和四十四年度の農

業白書並びに農業者年金基金法案に關連いたしまして、総理並びに閣僚に質問をいたします。

して、経済の大きな目標は、他産業との所得格差の解消であり、そのためには、農業の持つ宿命

高度成長は、確かに自由世界第二位の国民総生産

をあげるに至りましたが、この結果は、各種の社

会的矛盾を新たに引き起こしつつあります。特に

産業面について言うならば、その構造上、近代化

の困難な農業等の第一次産業は、はなはだしい後

進性から脱却することができず、特殊な經濟分野

として国民经济の中から取り残される傾向にあり

ますが、これに加えて、米の生産過剰と畜産物

の輸入の自由化が、わが国の農業を根底から崩壊

させる大きな圧力となっております。したがつて、農業者は、みずから生活をめぐつて限りない不安と絶望的な状態に立たされているのが、偽らざる現実の姿だと思つておられます。農業白書を見ると、現実の農業とかけ離れた一
点は、先ほども質問がございましたが、農業白書のあり方でございます。

日本農業を今日のとく危機的な状態におとし

いた原因について、政府はそれを明らかにせ

ず、しかも、政府の責任を回避するような形で書

かれている農業白書は、一体どのような意味を持

つのでありますか。少なくとも農業白書は、いつの日かに於ける農業の今日的危機を招いた根本の原因を明らかにするとともに、その危機を克服するための具

体的な方策を大胆に指摘して、全農業者の率直な

理解と協力を得るために、政府の責任を明確にした農業指針を示すべきであると思つております。(拍手)

○議長(船田中君) 農林大臣の御所見をまずお伺いいたしたいのですが、

○議長(船田中君) 合沢栄君。

○合沢栄君 私は、民社党を代表いたしまして、

ただいま提案のございました昭和四十四年度の農

業白書並びに農業者年金基金法案に關連いたしまして、総理並びに閣僚に質問をいたします。

して、経済の大きな目標は、他産業との所得格

差の解消であり、そのためには、農業の持つ宿命

高度成長は、確かに自由世界第二位の国民総生産

をあげるに至りましたが、この結果は、各種の社

会的矛盾を新たに引き起こしつつあります。特に

産業面について言うならば、その構造上、近代化

の困難な農業等の第一次産業は、はなはだしい後

進性から脱却することができず、特殊な經濟分野

として国民经济の中から取り残される傾向にあり

ますが、これに加えて、米の生産過剰と畜産物

の輸入の自由化が、わが国の農業を根底から崩壊

させる大きな圧力となっております。したがつて、農業者は、みずから生活をめぐつて限りない不安と絶望的な状態に立たされているのが、偽らざる現実の姿だと思つておられます。農業白書を見ると、現実の農業とかけ離れた一
点は、先ほども質問がございましたが、農業白書のあり方でございます。

日本農業を今日のとく危機的な状態におとし

いた原因について、政府はそれを明らかにせ

ず、しかも、政府の責任を回避するような形で書

かれている農業白書は、一体どのような意味を持

つのでありますか。少なくとも農業白書は、いつの日かに於ける農業の今日的危機を招いた根本の原因を明らかにするとともに、その危機を克服するための具

体的な方策を大胆に指摘して、全農業者の率直な

理解と協力を得るために、政府の責任を明確にした農業指針を示すべきであると思つております。(拍手)

○議長(船田中君) 農林大臣の御所見をまずお伺いいたしたいのですが、

○議長(船田中君) 合沢栄君。

○合沢栄君 私は、民社党を代表いたしまして、

ただいま提案のございました昭和四十四年度の農

業白書並びに農業者年金基金法案に關連いたしまして、総理並びに閣僚に質問をいたします。

して、経済の大きな目標は、他産業との所得格

差の解消であり、そのためには、農業の持つ宿命

高度成長は、確かに自由世界第二位の国民総生産

をあげるに至りましたが、この結果は、各種の社

会的矛盾を新たに引き起こしつつあります。特に

産業面について言うならば、その構造上、近代化

の困難な農業等の第一次産業は、はなはだしい後

進性から脱却することができず、特殊な經濟分野

として国民经济の中から取り残される傾向にあり

ますが、これに加えて、米の生産過剰と畜産物

の輸入の自由化が、わが国の農業を根底から崩壊

させる大きな圧力となっております。したがつて、農業者は、みずから生活をめぐつて限りない不安と絶望的な状態に立たされているのが、偽らざる現実の姿だと思つておられます。農業白書を見ると、現実の農業とかけ離れた一
点は、先ほども質問がございましたが、農業白書のあり方でございます。

日本農業を今日のとく危機的な状態におとし

いた原因について、政府はそれを明らかにせ

ず、しかも、政府の責任を回避するような形で書

かれている農業白書は、一体どのような意味を持

つのでありますか。少なくとも農業白書は、いつの日かに於ける農業の今日的危機を招いた根本の原因を明らかにするとともに、その危機を克服するための具

体的な方策を大胆に指摘して、全農業者の率直な

理解と協力を得るために、政府の責任を明確にした農業指針を示すべきであると思つております。(拍手)

○議長(船田中君) 農林大臣の御所見をまずお伺いいたしたいのですが、

○議長(船田中君) 合沢栄君。

○合沢栄君 私は、民社党を代表いたしまして、

ただいま提案のございました昭和四十四年度の農

業白書並びに農業者年金基金法案に關連いたしまして、総理並びに閣僚に質問をいたします。

して、経済の大きな目標は、他産業との所得格

差の解消であり、そのためには、農業の持つ宿命

高度成長は、確かに自由世界第二位の国民総生産

をあげるに至りましたが、この結果は、各種の社

会的矛盾を新たに引き起こしつつあります。特に

産業面について言うならば、その構造上、近代化

の困難な農業等の第一次産業は、はなはだしい後

進性から脱却することができず、特殊な經濟分野

として国民经济の中から取り残される傾向にあり

ますが、これに加えて、米の生産過剰と畜産物

の輸入の自由化が、わが国の農業を根底から崩壊

させる大きな圧力となっております。したがつて、農業者は、みずから生活をめぐつて限りない不安と絶望的な状態に立たされているのが、偽らざる現実の姿だと思つておられます。農業白書を見ると、現実の農業とかけ離れた一
点は、先ほども質問がございましたが、農業白書のあり方でございます。

日本農業を今日のとく危機的な状態におとし

いた原因について、政府はそれを明らかにせ

ず、しかも、政府の責任を回避するような形で書

かれている農業白書は、一体どのような意味を持

つのでありますか。少なくとも農業白書は、いつの日かに於ける農業の今日的危機を招いた根本の原因を明らかにするとともに、その危機を克服するための具

体的な方策を大胆に指摘して、全農業者の率直な

理解と協力を得るために、政府の責任を明確にした農業指針を示すべきであると思つております。(拍手)

○議長(船田中君) 農林大臣の御所見をまずお伺いいたしたいのですが、

○議長(船田中君) 合沢栄君。

○合沢栄君 私は、民社党を代表いたしまして、

ただいま提案のございました昭和四十四年度の農

業白書並びに農業者年金基金法案に關連いたしまして、総理並びに閣僚に質問をいたします。

して、経済の大きな目標は、他産業との所得格

差の解消であり、そのためには、農業の持つ宿命

高度成長は、確かに自由世界第二位の国民総生産

をあげるに至りましたが、この結果は、各種の社

会的矛盾を新たに引き起こしつつあります。特に

産業面について言うならば、その構造上、近代化

の困難な農業等の第一次産業は、はなはだしい後

進性から脱却することができず、特殊な經濟分野

として国民经济の中から取り残される傾向にあり

ますが、これに加えて、米の生産過剰と畜産物

の輸入の自由化が、わが国の農業を根底から崩壊

させる大きな圧力となっております。したがつて、農業者は、みずから生活をめぐつて限りない不安と絶望的な状態に立たされているのが、偽らざる現実の姿だと思つておられます。農業白書を見ると、現実の農業とかけ離れた一
点は、先ほども質問がございましたが、農業白書のあり方でございます。

日本農業を今日のとく危機的な状態におとし

いた原因について、政府はそれを明らかにせ

ず、しかも、政府の責任を回避するような形で書

かれている農業白書は、一体どのような意味を持

つのでありますか。少なくとも農業白書は、いつの日かに於ける農業の今日的危機を招いた根本の原因を明らかにするとともに、その危機を克服するための具

体的な方策を大胆に指摘して、全農業者の率直な

理解と協力を得るために、政府の責任を明確にした農業指針を示すべきであると思つております。(拍手)

○議長(船田中君) 農林大臣の御所見をまずお伺いいたしたいのですが、

○議長(船田中君) 合沢栄君。

○合沢栄君 私は、民社党を代表いたしまして、

ただいま提案のございました昭和四十四年度の農

業白書並びに農業者年金基金法案に關連いたしまして、総理並びに閣僚に質問をいたします。

して、経済の大きな目標は、他産業との所得格

差の解消であり、そのためには、農業の持つ宿命

高度成長は、確かに自由世界第二位の国民総生産

をあげるに至りましたが、この結果は、各種の社

会的矛盾を新たに引き起こしつつあります。特に

産業面について言うならば、その構造上、近代化

の困難な農業等の第一次産業は、はなはだしい後

進性から脱却することができず、特殊な經濟分野

として国民经济の中から取り残される傾向にあり

ますが、これに加えて、米の生産過剰と畜産物

の輸入の自由化が、わが国の農業を根底から崩壊

させる大きな圧力となっております。したがつて、農業者は、みずから生活をめぐつて限りない不安と絶望的な状態に立たされているのが、偽らざる現実の姿だと思つておられます。農業白書を見ると、現実の農業とかけ離れた一
点は、先ほども質問がございましたが、農業白書のあり方でございます。

日本農業を今日のとく危機的な状態におとし

いた原因について、政府はそれを明らかにせ

ず、しかも、政府の責任を回避するような形で書

かれている農業白書は、一体どのような意味を持

つのでありますか。少なくとも農業白書は、いつの日かに於ける農業の今日的危機を招いた根本の原因を明らかにするとともに、その危機を克服するための具

体的な方策を大胆に指摘して、全農業者の率直な

理解と協力を得るために、政府の責任を明確にした農業指針を示すべきであると思つております。(拍手)

○議長(船田中君) 農林大臣の御所見をまずお伺いいたしたいのですが、

○議長(船田中君) 合沢栄君。

○合沢栄君 私は、民社党を代表いたしまして、

ただいま提案のございました昭和四十四年度の農

業白書並びに農業者年金基金法案に關連いたしまして、総理並びに閣僚に質問をいたします。

して、経済の大きな目標は、他産業との所得格

差の解消であり、そのためには、農業の持つ宿命

高度成長は、確かに自由世界第二位の国民総生産

をあげるに至りましたが、この結果は、各種の社

会的矛盾を新たに引き起こしつつあります。特に

産業面について言うならば、その構造上、近代化

の困難な農業等の第一次産業は、はなはだしい後

進性から脱却することができず、特殊な經濟分野

として国民经济の中から取り残される傾向にあり

ますが、これに加えて、米の生産過剰と畜産物

の輸入の自由化が、わが国の農業を根底から崩壊

させる大きな圧力となっております。したがつて、農業者は、みずから生活をめぐつて限りない不安と絶望的な状態に立たされているのが、偽らざる現実の姿だと思つておられます。農業白書を見ると、現実の農業とかけ離れた一
点は、先ほども質問がございましたが、農業白書のあり方でございます。

日本農業を今日のとく危機的な状態におとし

いた原因について、政府はそれを明らかにせ

ず、しかも、政府の責任を回避するような形で書

かれている農業白書は、一体どのような意味を持

つのでありますか。少なくとも農業白書は、いつの日かに於ける農業の今日的危機を招いた根本の原因を明らかにするとともに、その危機を克服するための具

体的な方策を大胆に指摘して、全農業者の率直な

理解と協力を得るために、政府の責任を明確にした農業指針を示すべきであると思つております。(拍手)

○議長(船田中君) 農林大臣の御所見をまずお伺いいたしたいのですが、

○議長(船田中君) 合沢栄君。

○合沢栄君 私は、民社党を代表いたしまして、

ただいま提案のございました昭和四十四年度の農

業白書並びに農業者年金基金法案に關連いたしまして、総理並びに閣僚に質問をいたします。

して、経済の大きな目標は、他産業との所得格

差の解消であり、そのためには、農業の持つ宿命

昭和四十五年四月二日 衆議院会議録第十五号

朗読を省略した議長の報告

五〇〇

浜田 幸一君	川崎 秀二君	三木 喜夫君	川崎 寛治君	辞任
土橋 一吉君	谷口善太郎君	坂井 弘一君	西中 清君	補欠
小川 半次君	上林山榮吉君	山田 太郎君	矢野 純也君	補欠
川崎 秀二君	浜田 幸一君	田畠 金光君	河村 勝君	補欠
谷口善太郎君	土橋 一吉君	谷口善太郎君	進藤 一馬君	決算委員
予算委員	辞任	補欠	西中 清君	決算委員
相川 勝六君	稻村佐近四郎君	相川 勝六君	坂井 弘一君	辞任
江崎 真澄君	稻村佐近四郎君	稻村佐近四郎君	西中 清君	補欠
小川 半次君	上林山榮吉君	森 喜朗君	坂井 弘一君	補欠
川崎 秀二君	浜田 幸一君	中村 弘海君	西中 清君	地方行政委員
森田重次郎君	小此木彥三郎君	土橋 一吉君	坂井 弘一君	辞任
灘尾 弘吉君	相川 勝六君	安井 吉典君	坂井 弘一君	補欠
森田重次郎君	小此木彥三郎君	山本 政弘君	坂井 弘一君	補欠
谷口善太郎君	相川 勝六君	安井 吉典君	坂井 弘一君	法務委員
稻村佐近四郎君	柳田 秀一君	華山 親義君	坂井 弘一君	辞任
小此木彥三郎君	西村 榮一君	阪上安太郎君	坂井 弘一君	補欠
上林山榮吉君	岡沢 完治君	山本 政弘君	坂井 弘一君	農林水産委員
中村 弘海君	森田重次郎君	華山 親義君	坂井 弘一君	辞任
浜田 幸一君	灘尾 弘吉君	阪上安太郎君	坂井 弘一君	補欠
森 喜朗君	中谷 鉄也君	山本 政弘君	坂井 弘一君	商工委員
久保 三郎君	岡沢 完治君	藤田 高敏君	坂井 弘一君	辞任
平林 剛君	西村 榮一君	長谷部七郎君	坂井 弘一君	補欠
三宅 正一君	柳田 秀一君	藤田 高敏君	坂井 弘一君	予算委員
外務委員	辞任	長谷部七郎君	坂井 弘一君	建設委員
安井 吉典君	大橋 武夫君	藤田 高敏君	坂井 弘一君	辞任
柳田 秀一君	佐々木更三君	長谷部七郎君	坂井 弘一君	補欠
西村 榮一君	佐々木更三君	藤田 高敏君	坂井 弘一君	建設委員
岡沢 完治君	八百板 正君	佐々木更三君	坂井 弘一君	辞任
森田重次郎君	田邊 誠君	佐々木更三君	坂井 弘一君	補欠
小川 半次君	田邊 誠君	佐々木更三君	坂井 弘一君	運輸委員
灘尾 弘吉君	相澤 武彦君	佐々木更三君	坂井 弘一君	辞任
川崎 秀二君	相澤 武彦君	佐々木更三君	坂井 弘一君	補欠
江崎 真澄君	柳田 秀一君	佐々木更三君	坂井 弘一君	決算委員
橋 兼次郎君	柳田 秀一君	佐々木更三君	坂井 弘一君	辞任
西村 榮一君	相澤 武彦君	佐々木更三君	坂井 弘一君	補欠
米田 東吾君	久保田円次君	佐々木更三君	坂井 弘一君	補欠
横山 利秋君	鯨岡 兵輔君	佐々木更三君	坂井 弘一君	補欠
下平 正一君	柳田 秀一君	佐々木更三君	坂井 弘一君	補欠

する団体が、その教義に基づく政治支配を企図するが」とき政治的活動をするることをも厳に排除しなければならない筋合いのものである。憲法の政教分離の原則の真義もまさにこの点にあると考えるがどうか。

二 宗教法人法によれば、宗教法人の主たる目的は、宗教の教義の宣布、儀式行事の執行および信者の教化育成であり(第二条)、その従たる目的は、公益事業を行なうことであり(第六条第一項)、なお、その目的に反しない限り、公益事業以外の事業を行なうことができる定めている(第六条第二項)。

その他宗教法人法は、宗教法人の設立、規則の変更、事務の管理、合併、解散、登記等について規定しているが、宗教上の組織、行為には、信教の自由の原則からなんら関与しない建前を探ると同時に、政教分離の原則に基づき、宗教法人に対する国家の干渉を排除し、国からなんらの利益ないし保護を与えないこととして、宗教団体の政治的中立性の制度的保障がなされている。

ところで、宗教法人が政治上の主義、施策を推進し、支持し、反対し、または特定の政党や公職の候補者を推薦し、支持し、反対する等、政治的活動をすることについては、宗教法人法上なんら規制するところがない。

しかしながら、憲法の信教の自由、政教分離の原則ならびに宗教法人の本質および目的からすれば、かかる政治的活動は、宗教法人法から逸脱するおそれがあるものであり、ゆえに無条件にこれを認めるべきではない。

立法例に徴するに、公務員に対しては、職務執行の公正と政治的中立性を担保するため、公務官的な職を除くほか、一般に政治的行為を制限、禁止しており(国家公務員法第一百二条、地方公務員法第三十六条等)、また、国公立学校に対しては、教育の中立性を確保するため、特定の政党を支持したまま反対するための政治教育その他政治的活動を行なうことを禁止している(教育基本法第八条第二項)。

宗教法人に対しても、宗教団体の政治的中立性にかんがみ、たとえばある宗教法人がその宗教教義による政治支配を企図して政治的活動を行ない、または行なわんとする場合は、これを禁止できるよう、速かに立法措置を講すべきが至当であると考えるがどうか。

三 法人税法においては、宗教法人を含め、一般に公益法人等の非収益事業所得(基金等財産運用から生ずる所得を含む)に対して、法人税を課税しないこととしている。

これは、公益法人等の非収益事業所得に対して法人税を課税することは、祭祀、宗教、慈善、学

術、技芸等公益事業の遂行を目的とする公益法人等の機能および運営を阻害することとなる等の理由から、これを避くべきであるという立法政策上の考慮によるものと考えられる。

しかば、公益法人等が非収益事業所得の全部または一部をその設立目的たる公益事業の遂行のために使用しないで、目的外の用途、たとえば政治資金、政治献金等に使用したような場合において、これをしも非課税とすることは、極めて合理性と妥当性を欠くものといわざるをえない。

したがつて、公益法人等の非収益事業所得のうち、目的外の用途に使用されたものについては、これを法人税の課税対象とするよう、速かに立法措置を講すべきものと考えるがどうか。

四 表現の自由は、思想および良心の自由、信教の自由等と並んで、基本的人権中の基本であることは、国家的権力によつて侵犯されなければならないだけではなく、私人によつても侵犯されることはならない。

宗教団体は、信教の自由に基づいて組織されたものであるが、宗教団体を客観的に批判することは、表現の自由、思想および良心の自由として当然に是認されるところである。

宗教団体が自己を批判する出版物に対して、欺罔、強制、圧迫等、種々手段を講じて、事前検閲を行なつたり、出版社、印刷所、出版取次店、小売書店、広告代理店、著者等に対し出版および頒布の妨害を行なうが」とときは、場合によつては関係法令に違反する疑あるのみならず、このことは、知らせる権利と知る権利を内容とする表現の自由に関する憲法上の基本的人権を侵犯する行為といふべきである。

この種の不正、不法行為に對しては、その行為者が何人たりといわず、これを不間に附するようなことありとすれば、基本的人権に關する憲法の保障規定は、ついに空洞化されるおそれなしといふべきである。

政府は、今国会予算委員会において提示された創価学会をめぐるこの種の事案に対し、関係法令を厳格に運用して処置するとともに、なお法の不備を認める場合には、速かに必要な立法措置を講すべきであると考えるがどうか。

五 なお、今国会予算委員会における塚本三郎君の発言によれば、創価学会の布教その他の宗教活動は不當に人心を強制し、或は基本的人権を侵犯するおそれある事案が簇生しているとされている。

政府は、まずこれら的事実關係を詳かにするとともに、この際、創価学会はもちろん、その他の宗教団体に対し、不正、不法な宗教活動を行なわしめないよう、人権擁護の立場から昭和三十一年六月三日衆議院法務委員会における「不正なる宗教活動に対する決議」の通り、その決議内容の各項目

にわたり直ちに厳格、適正なる措置を講すべきであると考えるがどうか。

右質問する。

昭和四十五年三月三十一日

衆議院議長 船田 中殿

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議員春日一幸君提出宗教団体の政治的中立性の確保等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員春日一幸君提出宗教団体の政治的中立性の確保等に関する質問に対する答弁書

(1) 憲法第二十条は、「いかなる宗教団体も、國から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」と定め(第一項後段)、また、「国及びその機関は、……いかなる宗教的活動もしてはならない」と定めて(第二項)、いわゆる政教分離の原則を規定している。

さらに、この原則を財政面から補足するため、憲法第八十九条は、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため……これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と規定している。

(2) この政教分離の原則については、第九十帝国議会において、当時の金森国務大臣は、憲法第二十条第一項後段に關し、同条項は、宗教団体が「政治上の運動をすることを直接に止めた意味ではない……。國から授けられて正式な意味に於て政治上の権力を行使してはならぬ」ということを定めたものである旨を述べ、(昭和二十一年七月十六日衆議院帝国憲法改正案委員会)、また、憲法第二十条第三項に關し、同条項は、「国家は積極的にも何等宗教に対して特別なる働き掛けをしないと言ふ原理」を認めたものである旨を述べているのであつて(昭和二十一年九月十八日

貴族院帝国憲法改正案特別委員会)、政府としては、現在でもこの解釈を変えていない。すなわち、政府としては、憲法の定める政教分離の原則は、憲法第二十条第一項前段に規定する信教の自由の保障を実質的なものにするため、國その他の公の機関が、國権行使の場面において、宗教に介入し、または関与することを排除する趣旨であると解しており、それをこえて、宗教団体又は宗教団体が事実上支配する団体が、政治的活動をすることをも排除している趣旨であるとは考へていかない。

(2) 宗教法人法は、「宗教団体が、礼拜の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えること」を目的としており(同法第一条第一項)、宗教活動を行なうことを主たる目的とする

団体に限り、宗教法人となる途を開いている(同法第二条、第四条)。

したがつて、宗教法人が、同法第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱するような場合は、所定の手続を経て、裁判所が解散を命ずることができる」ととされていて(同法第八十二条)。

(2) 次に、宗教法人の政治活動に関する立法措置についてであるが、宗教法人法は、憲法で保障する信教の自由および政教分離の原則に則つて、宗教法人の管理運営に關しては、國の関与をできる限り抑制し、宗教法人の自主性および自律性を尊重することを建前としているものであり(同法第一条第二項、第八十四条および第八十五条参照)、また、憲法第二十一条第一項が「集会、結社及び言論……その他一切の表現の自由」を保障している趣旨にかんがみ、宗教団体についてもその政治活動の自由は尊重されるべきであつて、宗教法人の政治活動を規制する立法措置をとることには、賛成し難い。

三 宗教法人を含め公益法人等がその設立された目的を逸脱して活動を行ない、その目的外の活動のためにはその非収益事業の所得を支出した場合に法人税を課税することとするときは、まず、具体的

な支出が目的外の支出であるかどうかを判定する」ことが必要となる。ところで、実際問題としてこの種の判定はかなり困難であるとともに、ひいては課税当局として、一般的に公益法人等の活動が設立目的を逸脱しているかどうかを判断することを余儀なくされる」とになるおそれがある。したがつて、これを法人税の課税対象とするか否かについては、なお慎重な検討を要するものと考える。したがつて、これを法人税の課税対象とするか否かについては、なお慎重な検討を要するものと考える。

四 憲法第二十一条で保障する「言論、出版、その他一切の表現の自由」は、民主主義社会の基礎をなすものであることをから言つて、ある国民の言論または出版に対し、他のものが、いわれのない圧迫を加えることをつづしまなければならないことはもちろんであつて、かりにもいわれのない圧迫を加えるような事態があるとすれば、事案によつては、それぞれ関係法令の定めるところに従い、適正な措置が図られるべきである。

なお、現行の関係法令については、不備な点があるとは認められないで、あらたな立法措置を講ずることは、現在、考えていない。

五(1) 人権擁護機関としては、人権の侵害行為につき調査の結果その事実があつた場合には、事案に即し適切な処置をとることとしており、このことは、宗教活動に関連して発生するものについても同様である。なお、検察官は、一般刑事事件の処理に関連して、宗教法人自身について宗教法人法第八十一条第一項に該当する事由があることを確認した場合には、同項に規定する権限を発動する等適切な措置を講ずべきことは当然である。

(2) 昭和三十一年六月三日、衆議院法務委員会において決議された事項に関しては、同年六月二十

一日、文部省調査局長名をもつて、文部大臣所轄宗教法人および都道府県知事に対し、それぞれ自肅または所轄宗教法人の指導の徹底を要請した。

また、文部省および都道府県所轄局においては、宗教法人の管理運営の適正化に資するため、宗教法人の役職員を対象とする研修を行なつてある。

(3) なお、宗教法人の規則の認証、認証の取消し等に関する現行宗教法人法の改正の検討について

は、昭和三十一年十月六日、文部大臣から宗教法人審議会に諮問を行ない、昭和三十二年四月二十二日に答申を得たところであるが、同答申は、「現行法の改正が宗教団体に及ぼす影響を考慮し、慎重に取扱われる」とを希望」しており、また、宗教界においても法改正に対し、消極的な意向が強いところから、今後とも、その取扱いは、なお慎重にすべきものと考える。

右答弁する。

電気工事業の業務の適正化に関する法律案(海部俊樹君外七名提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、電気工事業を営む者の登録及び主任電気工事士の設置その他の業務の規制を行なうことでにより、電気工事業を営む者の業務の適正な実施を確保し、もつて一般用電気工作物の保安の確保に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 電気工事業を営む者の登録

(1) 電気工事業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置して事業を営もうとするときは通商産業大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置して事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないものとする。

(2) 電気工事業者の登録の有効期間は、五年とし、その有効期間の満了後引き続き電気工事業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならないものとする。

2 電気工事業者の業務

(1) 電気工事業者は、その営業所ごとに、その業務に係る電気工事の作業を管理させるため、電気工事法による電気工事士免状の交付を受けた後、電気工事に関し三年以上の実務の経験を

有する電気工事士を、主任電気工事士として置かなければならないものとする。

- (2) 電気工事業者は、その業務に関し、電気工事士でない者を電気工事の作業に従事させてはならないものとする。

- (3) 電気工事業者は、その請け負つた電気工事を電気工事業者でない者に請け負わせてはならないものとする。

- (4) 電気工事業者は、電気用品取締法による表示が附されている電気用品でなければ、電気工事に使用してはならないものとする。

- (5) 電気工事業者は、その営業所ごとに總額抵抗計その他の通商産業省令で定める器具を備えなければならないものとする。

- (6) 電気工事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その営業所及び電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、標識を掲示しなければならないものとする。

- (7) 電気工事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に關し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならないものとする。

3 通商産業大臣又は都道府県知事の監督

- (1) 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた電気工事業者に対し電気工事による危

- 険及び障害の発生を防止するため、必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとす
る。

- (2) 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた電気工事業者が、登録事項の変更の届

- 出を怠り又は、虚偽の届出をしたとき、あるいは不正の手段により電気工事業の登録を受けた

- とき等の場合は、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは

- 一部の停止を命ずることができる」とする。

4 苦情の処理のあつせん等

- 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた電気工事業者と注文者との間の電気工事

に關して生じた苦情の処理のあつせん等に努めなければならないものとする。

5 建設業者に關する特例

建設業者の適用を受けている建設業者には、本法の登録及び登録の取消しに係る部分の規定は適用しないものとする。

ただし、その者が電気工事業を営むときは、本法の登録を受けた電気工事業者とみだし本法の業務、監督等の規定を適用する。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、電気工事業の業務の適正な実施を確保することにより、一般用電気工作物の保安の確保に資するための措置として適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十五年三月三十一日

衆議院議長 船田 中殿

商工委員長 八田 貞義

港湾法及び港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における港湾取扱貨物量の増大及び海上貨物輸送の近代化の動向等にかんがみ、重要港湾における港湾施設の整備を一層促進するため、民間によるこれら施設の整備を助成しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 運輸大臣は、重要港湾における港湾計画の審査の結果が、国の計画に適合する場合、当該港湾の港湾計画の概要を公示する。
- 2 国は、港湾管理者が民間事業者に無利子で資金の貸付けをした場合は、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を、当該港湾管理者に対して無利子で貸し付けることができるものとする。
- 3 国の貸付けに係るコンテナ埠頭等の建設又は改良事業を、港湾整備緊急措置法の港湾整備事業とする。
- 4 国の貸付金は、港湾整備特別会計で経理する」ととし、附則において所要の改正を行なう。
- 5 本案は、公布の日から施行する。
- 二 議案の可決理由
- 本案は、重要港湾における港湾施設の整備を一層促進するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
- 三 本案施行に要する経費
- 本案は、重要港湾における港湾施設の整備を一層促進するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
- 会計に計上されている。
- 右報告する。
- 昭和四十五年三月三十一日
- 運輸委員長 福井 勇
- 衆議院議長 船田 中殿
- 衆議院議長 船田 中殿
- 〔別紙〕
- (小字及び一は修正)
- 一 議案の要旨及び目的
- 本案は、小型漁船の航行の実態等にかんがみ、船員法の適用を受ける漁船の範囲を拡大しようとする。
- 船員法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

するもので、その内容は、次のとおりである。

漁船に関する船員法の適用範囲を、政令の定めるところにより、総トン数五トン以上にまで拡大することができる」ととする。

二 議案の修正議決理由

本案は、小型漁船の航行の実態等にかんがみ、妥当な措置と認めるが、なお船舶に急迫した危険がある場合における船長の処置等についても人命尊重に万全を期する必要があるので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

修正案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 船長は、自己の指揮する船舶に急迫した危険があるときは、人命の救助並びに船舶及び積荷の救助に必要な手段を尽くさなければならないこととする。
- 2 海員が、船舶に急迫した危険のある場合において、船長の許可なく船舶を去つたときの刑罰を廃止する。
- 右報告する。
- 昭和四十五年四月一日
- 運輸委員長 福井 勇
- 衆議院議長 船田 中殿
- 〔別紙〕
- (小字及び一は修正)

衆議院議長 船田 中殿

(小字及び一は修正)

第一項第三号を次のように改める。

三 政令の定める総トン数三十トン未満の漁船

第十二条を次のように改める。

（船舶に危険がある場合における処置）

本案は、小型漁船の航行の実態等にかんがみ、船員法の適用を受ける漁船の範囲を拡大しようとする。

ければならない。

第一百二十八条第一号を次のように改める。

一 削除

附 則

- 1 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。ただし、第一条第一項第三号の改正規定は、昭和四十六年一月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

2

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

二 議案の可決理由

本案は、道路整備特別措置法に基づく有料道路（高速自動車国道を除く。）の整備の効率化と管理の適正化を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

昭和四十五年四月一日
右報告する。

衆議院議長 船田 中殿

建設委員長 金丸 信

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、道路整備特別措置法に基づく有料道路（高速自動車国道を除く。）の整備の効率化と管理の適正化を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 日本道路公団又は道路管理者は、料金を徴収している二以上の道路につき、次に掲げる二条件

に該当する場合には、建設大臣の許可を受けて、これを一の道路として合併採算して料金を徴収することができるものとする。

(1) 当該二以上の道路の利用者が相当程度共通であるか、相互に代替関係にあることにより、交

- 通上密接な関連を有すると認められること。
- 当該二以上の道路について料金の徴収を一体として行なうこととが適当であると認められる特別の事情があること。

2 道路管理者は、日本道路公団が新設、改築若しくは料金を徴収している都道府県道又は指定市の市道である有料道路について、日本道路公団と協議し、かつ、建設大臣の許可を受けて、当該道路の新設、改築若しくは料金の徴収等の管理を引き継ぐことができるものとする。

3 この法律は、公布の日から施行するものとする。

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、毎会計年度末における補助貨幣回収準備資金のうち、補助貨幣の発行現在額をこえる部分に相当する金額を一般会計の歳入に繰り入れることとしようとするものである。

二 議案の可決理由

補助貨幣回収準備資金設置の目的にかんがみ、本案は適切妥当な措置であると認め、これを原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和四十五年度一般会計歳入予算においては、補助貨幣回収準備資金受入れとして、百九十九億四千三百三十万三千円を計上している。

右報告する。

昭和四十五年四月一日

大蔵委員長 毛利 松平

衆議院議長 船田 中殿

日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、同行の借入れ及び債券発行の限度額を自己資本の五倍から六倍に引き上げようとするものである。

これにより、同行の貸付け及び債務保証の限度額は、自己資本の六倍から七倍に引き上げられることとなる。

二 議案の可決理由

日本開発銀行の業務量は逐年増加しており、現行法のままで、四十五年度には同行の貸付け等を抑制してその残高を限度額に止めなければならなくなり、業務に支障をきたすこととなる。よつて、貸付け限度額を引き上げ、同行の業務の円滑な運営を図る必要があるので、本案は適切妥当な措置であることを認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対する別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

なお、同行の四十五年度資金計画は、資金運用部資金の借入れ二千三百九十億円と自己資金等七百八十億円、計三千百七十億円を予定している。

右報告する。

昭和四十五年四月一日

大蔵委員長 毛利 松平

衆議院議長 船田 中殿

[別紙]

日本開発銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、一九七〇年代の経済社会の新しい要請に対応して、日本開発銀行について、次の諸点に関して十分に配慮すべきである。

一 経済の国際化、経済社会の急速な発展に対処するため、各種の融資において国産技術開発、中堅企業への融資を充実するよう配意するとともに、公害政策、都市再開発、地方開発等において生活優先の融資に努めること。

一 融資案件の選定にあたっては、政府施策間の齊合性ならびに他の政府関係金融機関との業務分野の調整に考慮を払いつつ、絶えず時代の緊急な要請に即応する分野に融資の重点を指向するよう一層配慮すること。

一 経済社会環境の急速な進展に対応し、新たな融資分野において開銀の果たすべき役割の重要性にかんがみ、現行制度について基本的に検討すること。

衆議院会議録第十三号中正誤

正	誤	誤	行	段	べ
べきだ	べきだ	してとられる	してとられる	二	三
七	七			モル	ペ

昭和四十五年四月一日

衆議院會議錄第十五号

明治二十五年三月三十一日
可日
便物認
種郵便
第三十

定価一部四十円
(配送料共)

發行所

大藏省印刷局
東京都港区赤坂五丁目二番地 郵便番号一〇七
電話 東京 五六二四四一(大代)